

神奈川県町村会からの「平成19年度県の施策・
予算に関する要望」に対する措置状況

神 奈 川 県

目 次

I 重点要望

1 「三位一体の改革」第2期改革の推進	1
2 地方分権の一層の推進	3
3 市町村合併の推進に対する支援	4
4 廃棄物処理対策の推進	5
5 森林等水源環境の保全	7
6 医療保険制度改革の推進	9
7 都市基盤等の整備促進	11
8 地震防災対策の充実強化	15
9 防犯対策の強化	17

II 共通要望

1 町村財政基盤の整備	19
2 地域情報化施策の推進	24
3 豊かなくらしと協働のまちづくりの創造	25
4 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進	26
5 福祉施策の充実	31
6 保健医療対策の充実	37
7 中小企業・観光振興対策の推進	40
8 都市基盤整備の推進	41
9 教育振興対策の推進	43

III 地域要望

1 三浦半島地域	49
2 湘南地域	50
3 県西地域	52
4 足柄上地域	52
5 足柄下地域	54
6 厚木・愛甲地域	55
7 津久井地域	56
8 水源地域	57

IV 個別要望

安全防災局関係	58
環境農政部関係	58
県土整備部関係	61
教育局関係	65
警察本部関係	66

I 重点要望

1 「三位一体の改革」第2期改革の推進

(要望事項)

平成18年度までの「三位一体の改革」は、国の財政再建が優先され、地方の自由度、裁量度を高めるという本来の趣旨とはかけ離れるなど、その規模、内容は不十分なものであったと言わざるを得ません。

加えてこのたびは、経済財政諮問会議等において、「歳出・歳入一体改革」として地方交付税の法定率の引下げや地方交付税総額の抑制など、地方歳出削減の議論が一方的に行われました。

今後、地方交付税の根柢なき大幅削減が現実のものとなれば、地方財政は危機的な事態に陥り、医療、福祉、教育など様々な住民生活に深刻かつ重大な影響をもたらすだけでなく、地方自治の運営そのものが立ち行かなくなります。

国は、地方との協議のもと、地方自治体が責任をもって自立した行財政運営ができるよう更なる分権改革に取り組むべきであり、次の事項の実現を国に強く働きかけるよう要望します。

(1) 「第2期改革」の推進

「三位一体の改革」は、平成18年度までの改革では内容、規模ともに不十分であり、未完のままである。このため、国と地方の協議の場等を整備し、引き続き平成19年度以降の第2期改革に着手し、推進すること。

また、地方自治体が将来の見通しを持って計画的に行財政改革等に取り組むことができるよう、「第2期改革」を含めた「三位一体の改革」の全体像と具体的な工程表を早期に明示すること。

<措置状況> (企画部)

地方税財政制度の改革について、県では、「地域主権実現のための中期方針」の取組施策の一つに「税財源の移譲実現に向けた取組み」を位置付けており、国への働きかけ等を行うなど、その取組みを進めています。

また、全国知事会など地方六団体では、地方財政自立のための提言を取りまとめ、平成18年6月7日に内閣及び国会に対し、地方自治法の規定に基づく意見書を提出し、さらに、県内地方六団体でも、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方の自主性・自立性を高める観点からさらなる地方税の充実強化等に取り組むよう、平成18年6月15日に緊急声明を発表したところであります。

国と地方が改革を論議できる仕組みについても、地方に関わる事項について、国と地方の代表者が協議を行う組織を法律により設置するよう、地方六団体等と連携しながら、提案してきたところであります。

県では、平成18年度までの地方税財政制度の改革では、その内容及び規模の両面から不十分であり、引き続き平成19年度以降の第2期改革を真の地方分権を目指した改革として確実かつ早期に実現することが重要であると考えております。今後とも、地域主権の実現に向けて、自主的・自立的かつ効率的な行財政運営が可能となる行政システムが構築されるよう、引き続き、地方六団体等とも連携しながら、さまざまな機会を通じて、国に強く働きかけてまいります。

(要望事項)

(2) 町村税源の充実強化

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、安定的な

町村税体系を構築するため、個人所得課税及び消費課税に係る町村への税源移譲を行うこと。
<措置状況>（企画部）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」においては、歳入改革の取組みの中で、税制に求められる基本的な課題の一つとして、「地方分権を一層推進するため、地方税源の充実を図ること」が明記され、このためには税体系全般にわたる抜本的・一体的な改革が必要であるとされております。

地方団体にとって安定的に税収が確保できる制度の構築が重要であると認識しておりますので、こうした国の取組みを注視するとともに、地方税源の充実が図られるよう機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

（3）国庫補助負担金の抜本的な見直し

国庫補助負担金の見直しに当たっては、地方自治体の裁量権の拡大につながる廃止を行い、税源移譲を確実に行うこと。

特に地方交付税による一般財源化された財源措置では、不交付団体は実質的な減額措置となるので、確実かつ十分な税源移譲を行うこと。

なお、国の役割として残る国庫補助負担事業については、都市部町村の実情をも反映した補助基準に改善し、超過負担を生じさせることのないよう社会経済情勢の変化に対応した補助制度とすること。

<措置状況>（企画部）

地方分権の一層の推進のためには、地方自治体の裁量権の拡大につながる国庫補助負担金の廃止を行い、税源移譲を確実に行ることが重要であります。

今後とも、地域主権の実現に向けて、自主的・自立的かつ効率的な行財政運営が可能となる行政システムが構築されるよう、引き続き、全国知事会など地方六団体等とも連携しながら、さまざまな機会を通じて、国に強く働きかけてまいります。

なお、税源移譲を伴わない地方交付税措置のみによる一般財源化による財源措置は、不交付団体にあっては、歳入減につながり、財政運営に影響を及ぼすものと考えております。また、国庫補助負担金の地方超過負担についても、一部改善されているものの、いまだ不十分なものも残っていると認識しております。

したがって、地方税財源の充実が、その適正な配分を含め早急に実現されるよう、積極的に国に要望してまいります。

（要望事項）

（4）地方交付税改革の推進

地方交付税は、国と地方のあり方の見直しや、税源移譲と併せて改革していくことが基本であり、国による関与や義務づけを残したまま、削減ありきで一方的に地方交付税を見直すことは本末転倒であり、絶対に受け入れられない。

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入の廃止を実施すること。

また、過去の国の政策による減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、企業誘致等の財源確保努力の成果により不交付団体になった場合でも、特別交付税等により全額補てんする財源保障措置を講ずること。

<措置状況>（企画部）

地方交付税制度については、「三位一体の改革」の中で見直しが行われましたが、さらなる見直しについて、国で検討が行われております。

したがって、その状況を勘案しながら、その適正な配分を含め、地方税財源の充実が早急に実現されるよう、全国知事会など地方六団体とも連携して、積極的に国に対して働きかけてまいります。

また、現行の減税補てん地方特例交付金や減税補てん債、臨時財政対策債の償還に係る特別の財源補てん措置については、必ずしも十分な対策となっていないことから、県においても、これらの措置のさらなる拡大について、国へ引き続き働きかけているところであります。

(要望事項)

(5) 公営企業金融公庫が果たしてきた役割・機能の確保

長期・低利の資金を安定的に供給し、必要な財政基盤を確立するため、公営企業金融公庫の機能を継承する地方共同法人を設立するなど、法的な枠組みを構築すること。

＜措置状況＞（企画部）

公営企業金融公庫については、平成18年6月15日の「地方分権改革の推進に関する緊急声明」の中で、県、県議会、市長会、市議会議長会、町村会及び町村議会議長会から要望していたところですが、平成18年6月27日に開催された「政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部（合同会議）」において、平成20年度の廃止後、地方公共団体が共同して資金調達の新組織をみずから設立することが決定されております。なお、その新組織に関する「地方公営企業等金融機構法案」が第166回国会に提出されました。

2 地方分権の一層の推進

(要望事項)

分権型社会を構築する本格的な取組みが進められている今日、住民が誇りと将来展望の持てる個性と活力ある地域社会を築くことは、地方自治体に課された重要な責務と言えます。

町村は、厳しい財政状況のもとで、住民ニーズに応えつつこうした地域づくりに取り組んでいますが、その実現には、町村が地域の実情に即し、自らの創意工夫と責任で政策を決定し、実行できるような地方分権の仕組みが必要です。

地方分権の一層の推進に向け、内政全体の政策立案や制度改革に地方が参画し、更なる分権改革を断行するべく、次の事項の実現を国へ強く働きかけるよう要望します。

(1) 事務・権限移譲の一層の推進

国と地方の適正な役割分担に応じ、事務・権限の移譲を一層推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定・解除等土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している市町村の判断に委ねることが合理的であるので、その移譲を推進すること。

＜措置状況＞（企画部）

国と地方の役割分担に応じた事務・権限の移譲については、地方分権改革推進法において、国は「行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進する」こととされており、今後この基本方針に即して、政府が「地方分権改革推進計画」を作成することとされておりますので、その動向を注視するとともに、基礎自治体である市町村優先の原則に立ち、市町村への一層の権限移譲を推進するよう、今後とも機会をとらえ、地方六団体などとも連携して国に働きかけてまいります。

また、土地利用規制に関する権限については、国における動向を視野に入れつつ、市町村と十分に協議しながら、引き続き事務処理の特例制度を活用した県独自の権限移譲を検討してまいります。なお、農地転用の許可権限については、県知事権限のうち、大臣協議が必要な2ha超の農地に係るもの除去して、平成18年度から市町村への移譲を可能としたところであります。

(要望事項)

(2) 国の関与等の廃止、縮減

地方自治体が住民ニーズや地域の実情に応じた暮らしの実現やまちづくりが進められるよう、国の関与や基準の義務付けを廃止、縮減すること。

<措置状況> (企画部)

地方分権の一層の推進のためには、地方自治体が、自己決定と自己責任の原則の下で、地域における行政をより自主的・自立的かつ効率的に実施していくことが重要であります。

県では、国の関与・規制の廃止・縮減等の推進について、引き続き、全国知事会など地方六団体等とも連携しながら、さまざまな機会を通じて、国に強く働きかけてまいります。

(要望事項)

(3) 地方自治制度の弾力化

地方自治体の自由度を拡大し、社会の変化に対応した行政を推進するため、教育委員会や農業委員会などの行政委員会の必置規制の緩和等、各種の地方自治制度の見直しを行い、制度の弾力化を図ること。

<措置状況> (企画部)

地方分権の一層の推進のためには、地方自治体が、自己決定と自己責任の原則の下で、地域における行政をより自主的・自立的かつ効率的に実施していくことが重要であります。

教育委員会などの行政委員会については、第28次地方制度調査会答申において、地方の自主性・自立性の拡大の観点から、必置規定を見直し、選択制を導入することが適当であるとされております。

県では、この答申を踏まえた今後の国の対応等を注視してまいりたいと考えております。

3 市町村合併の推進に対する支援

(要望事項)

市町村合併の推進に関する支援として、国においては昨年8月に「新市町村合併支援プラン」を策定し、合併新法下における支援の具体策が示されたところです。こうした中、「自立する自治体」として自らの行政基盤を強化し、広域的土地区画整理事業などの課題に適切に対応するための市町村合併の取組みを引き続き検討する市町村に対して、県においては、合併推進に関する情報提供や市町村の合併推進室の設置等への職員の派遣など、人的支援の強化を要望します。

<措置状況> (企画部)

県では、これまで平成14年9月に策定した「市町村合併支援指針」に基づき、市町村が自主的に進める合併に対し、その検討段階に応じた支援を図ってきたところであります。

また、平成17年10月には合併新法に基づき、市町村合併推進審議会を条例設置し、知事の諮問事項である「自主的な市町村合併を推進するための県の取組について」ご審議をいただき、平成18年11月27日に答申をいただいたところであります。

今後、この答申の内容を踏まえ、県が策定する「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」において、合併検討を行う市町村に対する具体的な支援のあり方について、明らかにしてまいります。

4 廃棄物処理対策の推進

(要望事項)

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組みを強化するよう要望します。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

<措置状況> (環境農政部)

県では「平成19年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」において、循環型社会に向けて、国民的合意の形成を進めながら、排出者責任、拡大生産者責任の充実を図る方向で廃棄物、リサイクルの法体系の整備を行うよう国に要望しております。

また、不適正処理が行われた場合の排出事業者責任の強化に加えて、製造事業者等に対し再資源化しやすい製品設計や再資源化技術の開発を働きかけることなどについて、あわせて要望しております。

(要望事項)

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、本年度見直しが予定されている家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (環境農政部)

リサイクル各法については、「平成19年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、適正な運用が図られるよう、国民・事業者への啓発・普及を充実・強化するよう要望しております。

また、家電リサイクル法については、対象品目の拡大を検討すること、指定引取場所の拡充等事業者の引取りが円滑に行われるよう指導すること、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、及び不法投棄された対象機器の再商品化を事業者の負担とすることを国に要望しております。

さらに、容器包装リサイクル法については、平成18年の法改正において、発生抑制策の実施について、一定量以上の容器包装利用事業者に対して取組み状況の報告を義務づけるなど一定の対

応が図られたものと理解しております。また、分別収集・選別保管に係る費用負担については、平成18年の法改正で拠出金制度が導入されたところですが、引き続き、拡大生産者責任の原則を基本として、事業者による回収ルートの確立を図るとともに、その確立までの間、市町村への支援策を講じることを要望してまいります。

(要望事項)

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう、併せて要望すること。

<措置状況> (環境農政部)

ごみ処理の広域化に伴う施設の廃止に際し、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を図ることや、廃棄物処理施設と一体不可分である用地・建物等についても交付対象に加えるなど、交付金の対象を拡充するとともに、市町村の事業量に対応して必要な予算額の確保を図るよう、これまで国に対して働きかけを行っているところであり、平成18年度も「平成19年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、要望しているところあります。

(要望事項)

(4) ダイオキシン類排出削減対策等に対する財政措置

一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の排出削減対策及び環境影響等の実態調査については、市町村の財政負担が大きいので、財政措置を講ずること。

<措置状況> (環境農政部)

ダイオキシン類対策については、排出規制の強化に伴い必要となる排ガス処理設備の改善等の財政負担に対し、国及び県は平成14年度までに財政支援を行い、必要な全ての施設について対策が完了しておりますので、施設の補修等の維持管理に要する費用については、対応することが困難であります。

(要望事項)

(5) P C B、アスベスト等有害廃棄物の処理の推進

P C Bやアスベストなどの有害廃棄物の適正処理を推進するため、法制度の更なる充実・強化や、処理技術の開発・普及を図り、20世紀の負の遺産を清算するよう国へ働きかけること。

特に飛散性アスベスト廃棄物については、処理できる産業廃棄物処理業者が限られており、県内では中間処理業者1社、最終処分場1か所のみとなっているが、県内で排出された飛散性アスベスト廃棄物については、県内で処理できるような方策を講ずること。

<措置状況> (環境農政部)

代表的な20世紀の負の遺産であるP C B廃棄物やアスベスト廃棄物など、有害産業廃棄物の処理対策の推進については、従前より県として国へ要望を行っているところであります。

特にアスベスト廃棄物については、平成18年の法令改正により、国の無害化処理認定制度の創設や産業廃棄物処理施設にアスベスト廃棄物の溶融施設が追加され構造基準等が設定されるなど、適正な中間処理の推進のための制度整備がなされたところですが、国主導による全国的な処理体制の構築が望まれることから、処理技術や無害化技術の開発・普及、安定的な処理体制の確保等

の対策を拡充するよう国に要望しているところであります。

(要望事項)

(6) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

河川区域内や道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県ではパトロールの実施、看板等の設置等の対策を実施しており、補助制度も創設されているが、町村にとって事業費に対する補助金額が十分でないことから、現行の補助率を見直し、その増額を図ること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

<措置状況> (環境農政部・県土整備部・警察本部)

「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金」については、平成15年度から、不法投棄物の撤去に重点的に補助金を充当することとしたところであり、厳しい財政環境下にありますが、引き続き、市町村による原状回復事業の支援を図ってまいります。

道路等へのごみの不法投棄については、道路管理の日常パトロールを通じて不法投棄廃棄物の発見に努めており、必要に応じて不法投棄防止のための柵等の設置もあわせて行っております。

河川区域へのごみの不法投棄についても、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ごみの撤去等による原状回復対策を、地元の協力を得ながら進めております。

県警察では、これまで廃棄物の不法投棄事犯に対する取締りを行ってきており、平成19年度も引き続き取締りを強化してまいります。

5 森林等水源環境の保全

(要望事項)

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組みを行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組みの一層の充実を要望します。

(1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を国に働きかけること。

なお、現行基本計画の見直しに当たっては、厳しい現状にある町村の森林、林業、山村の実態を十分に把握し、検討を進めるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (環境農政部)

「森林・林業基本計画」に基づく施策の推進については、全国知事会の「平成19年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」でも要望しております。

なお、新たな「森林・林業基本計画」は林政審議会の検討を経て、平成18年9月に閣議決定されたところですが、森林の有する多面的機能の発揮に向けて重点的に取り組むべき事項の一つとして「森林を支える山村の活性化」を掲げております。

(要望事項)

(2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的

な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

＜措置状況＞（環境農政部）

現在、農林水産省では、環境省と連携して環境税の創設を検討しております。これの使途として、間伐を積極的に行うとともに森林の複層林化及び長伐期化を進め、二酸化炭素を長期にわたり吸収・固定する森林へ誘導する森林吸収源対策に充てることとしており、ご要望の森林保全整備のための国民的支援策の構築に資することとなりますので、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

（要望事項）

（3）森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

特に、地域林業形成促進事業については、補助率を引き上げるなど、国の基準の見直しを働きけるとともに、県においても、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における地域水源林整備支援事業の対象に林齢35年生以下の人工林整備も加えること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は市町村に移譲すること。

＜措置状況＞（環境農政部・企画部）

森林の整備に係る財政措置については、機会をとらえて国へ要望してまいります。

また、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における地域水源林整備の支援のうち市町村が主体的に取り組む水源林の確保・整備については林齢による制限を設けておりません。

保安林内の指定、解除の権限については、森林法の規定によるもので、権限の移譲は困難であります。

（要望事項）

（4）水源環境保全・再生に関する市町村特別交付金（仮称）の配分等

水源環境保全のための施策推進に当たっては、既存の補助制度の堅持・拡充を図ること。

また、（仮称）水源環境保全・再生に係る市町村特別交付金にあっては、公有林、私有林とともに事業対象とし、事業費全額を特別交付金の対象とともに、水源地域及び河川の上流域に位置する町村の意向を十分反映し、当該地域へ重点的に配分すること。

なお、今年度中に各市町村で策定することとされている水源環境の保全・再生に向けた計画については、策定期間が非常に短いことから、策定に当たって十分な助言、指導を要望するとともに、当初計画に位置づけなかった事業についても、柔軟に採択すること。

＜措置状況＞（企画部）

市町村特別交付金事業のうち、森林施策分（地域水源林整備の支援）については、地域水源林エリア内の私有林並びに水源の森林エリア内の私有林及び市町村有林等を事業対象としております。

交付金額の算定に当たっては、現行の水源の森林づくり事業とのバランスを考慮しつつ、必要な支援に努めてまいります。

各市町村の計画策定に当たっては、平成18年4月以降、各地域での説明会の開催や、企画部担当職員による市町村への個別訪問、計画予定事業についてヒアリングの実施など、機会を設けて各市町村の計画内容の把握や調整を行っております。

実行5か年期間中での計画については、地域での調整状況や事業の進捗度合、事情変更などに

より内容の変更等が必要となった場合は、状況を把握した上で、柔軟に対応する予定です。

(要望事項)

(5) 水源地域活性化のための財政支援等

水源地域の活性化を図るために、ダム事業に伴って整備された施設の有効活用など、ダム事業完了後においても継続的な取組みが必要である。

県では、「神奈川構想力・プロジェクト51」に「上流と下流の住民で支える水源地域づくり」を位置づけ、「水源地域交流の里づくり推進事業」等を活用して、交流基盤の整備を図ることとしている。

しかしながら、ダム事業完了後の施設は町村の維持管理となり、その財政を圧迫しているのも事実である。

このため、平成20年度までとなっている「水源地域交流の里づくり推進事業」の補助制度について、21年度以降の継続及び制度拡充を図るなどにより、引き続き水源地の整備等を積極的に推進すること。

<措置状況>（企画部・総務部）

県では、「水源地域交流の里づくり計画」を策定し、長年にわたり水源地域における交流事業の基盤となる施設の整備と水源地域町村の交流施設の支援について取り組んでまいりました。

「神奈川構想力・プロジェクト51」においても、戦略プロジェクトに「上流と下流の住民で支える水源地域づくり」を位置付け、「交流基盤の整備」を図ってまいりました。

その結果、地元住民の自主的な交流事業の開催の場、日常的・継続的な事業展開の場等が確保されておりまます。

平成16年度、17年度には町村の参画を得て、「水源地域交流の里づくり計画」の改訂作業を行い、「上流域と下流域の住民で支える水源地域づくり」と「里山文化の伝承と創造によるふるさとづくり」を基本理念として、「交流の里」で開催される交流事業の支援、情報発信力強化などの充実を図りました。

今後は、計画に位置付けられた事業について、水源地域の魅力ある地域資源を活用しながら、今までに整備された交流促進施設・情報提供施設を活用した都市住民との交流事業の強化に取り組み、水源地域の活性化を着実に推進してまいります。

6 医療保険制度改革の推進

(要望事項)

市町村国保は、高齢者、低所得者の増大や医療費の増嵩により給付と負担の均衡を欠き、保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げや一般会計からの繰入れは困難となるなど、その財政運営はもはや限界に達しています。

このため、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、早期に医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう国に強く働きかけるとともに、県による一層の支援強化を要望します。

(1) 医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

また、医療制度改革大綱に都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合が明記されたが、今後はその具体的な検討に着手し、期限を定めて一本化の早期実現を図ること。

<措置状況>（保健福祉部）

平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会が決定した「医療制度改革大綱」の中で、「都

道府県単位を軸とする保険者の再編・統合を進め、保険財政の基盤の安定を図り、医療保険制度の一元化を目指す。」と記載されておりますが、一元化に向けての道筋等具体的な内容が示されていないことから、引き続き、全国知事会等を通じて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

<措置状況> (保健福祉部)

国民健康保険事業に対する財政支援については、平成17年12月の総務・財務・厚生労働3大臣合意により、高額医療費共同事業、保険料（税）の軽減等に対する基盤安定制度等の継続が決定されたところでありますが、引き続き国に対し、国民皆保険制度の根幹となる国民健康保険制度が維持・継続できるよう、必要な財源措置を求めてまいります。

(要望事項)

(3) 悪徳滞納者対策の強化

平成12年度に国民健康保険法等が改正され、国民健康保険税滞納者に対しては資格証明書を交付するなどの対策が講じられたが、「保険給付」と「納税義務」の関係では、法の実効性が不明瞭であるので、悪徳滞納者への医療給付期限は法をもって対処すべく、より実効性のある法の整備を行うよう国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

平成12年度の改正国民健康保険法では、国民健康保険税を滞納した場合、法第9条で資格証明書を発行するとともに、法第63条の2で保険給付の一時差止め及び保険給付から滞納保険税額を控除することが明記されております。

法で規定する「資格証明書の発行」、「給付一時差止め」及び「滞納保険税額控除」は、「特別な事情」がない限り、国民健康保険税の納税義務の不履行を理由に保険給付を制限するものであり、法改正後6年を経過し、県内の多くの市町村でこの規定を根拠に保険給付を制限しております。

この仕組みを適切に運用していくことにより、滞納者対策に努めることが適当と考えますので、国に対し法整備を要望する予定はありません。

(要望事項)

(4) 老人保健医療事業における国庫負担金の交付方法の見直し

老人保健医療事業の財源については、支払基金交付金、国庫負担金が大部分を占めているが、安定した老人保健医療事業の推進を図るため、支払基金交付金、国庫負担金ともに概算交付方法を見直し、支払時期に必要な額が交付されるよう、さらに強く国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

平成16年度から国庫負担金の精算時期が年度末から3月ほど早まったところでありますが、安定した老人保健医療事業の推進を図るため、必要な額が支払い時期に交付されるよう、老人医療費適正化推進費補助金に係る国とのヒアリング（平成18年7月実施）の際に要望したところであり、今後も機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

(5) 後期高齢者医療広域連合への支援

後期高齢者医療制度については、安定的な運営を確保するため、国及び都道府県の責任を明

確にすること。

また、国及び県は、広域連合の設立及びその後の運営に十分な支援を行うとともに、財政リスクの軽減に万全を期すること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

平成18年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、国及び都道府県の責任が明らかになりましたが、細部について定める政令等の公布は平成19年4月とされております。

また、平成18年10月1日より神奈川県後期高齢者医療広域連合準備委員会に事務局次長として県職員1名を配置したところありますが、広域連合の設立後も必要な支援を行っていく考えでおります。

7 都市基盤等の整備促進

（要望事項）

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組みを支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講ずるよう要望します。

（1）下水道の整備促進

ア 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、補助率の大幅な引上げを図るとともに、管渠整備に係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度を拡充強化すること。

また、単独公共下水道と流域下水道との終末処理場財源における処理場施設に対する国庫補助率の格差や終末処理場財源及び管渠費財源（流域幹線）に対する国庫補助裏負担部分についての格差を是正すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

国庫補助金の補助率の引上げ及び補助対象枠の拡大については、引き続き国に働きかけてまいります。

また、処理場の建物及び設備機器等の整備に係る補助対象事業を拡大することについても、引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

イ 重要な社会基盤施設である下水道の円滑な整備推進を図るため、今後の下水道事業予算の所要額を確保し、町村の要望に応えること。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。

今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討するとともに、国庫補助率の拡大及び地方交付税措置の充実について、引き続き国に対して働きかけてまいります。

（要望事項）

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講じること。

＜措置状況＞（企画部）

下水道事業に係る地方財政措置は、公営企業としての性格、汚水と雨水の流入割合等を総合的に勘案したうえで措置されているものですが、地方交付税の算定方法については、改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

（要望事項）

- エ 起債の借換の基準となっている現行の資本費や使用料単価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き続き国などの関係機関に働きかけること。

＜措置状況＞（企画部）

下水道事業については、資本費及び使用料が全国平均を著しく上回っているなどの一定の要件を満たす団体に対する公営企業借換債が認められるとともに、公的資金の借換えに伴う補償金を含めて借換債の対象とされているところであります。

しかしながら、これらの措置については、公債費負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で必ずしも十分な対策となっていないことから、借換え等の公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

（要望事項）

- オ 現行の県費補助制度は、起債充当できない一般財源相当分の一部に対して県費を充当する制度であるが、普及率の低い町村における下水道の早期整備を進めるため、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度に改めること。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討してまいります。

（要望事項）

- カ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としている町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含めた見直しを行うこと。

＜措置状況＞（県土整備部）

自費復旧事務費は、掘削箇所の路面復旧に際して、その監督、検査等に要する費用を原因者負担として徴収するものであるため、他の占用物件と同様、これを免除することは困難であります。

（要望事項）

- キ 県民の良質で安定的な水源の確保と、水源地の自然環境や生活環境の保全を図るため、水源地域の下水道整備事業に対する特別な財政措置を講ずること。

＜措置状況＞（県土整備部）

公共下水道事業の県費補助制度は、県内の全市町村の均衡のとれた下水道整備を促進するため、昭和62年に創設し、以来、社会経済情勢の変化などを踏まえ所要の見直しを行ってまいりました。今後とも、社会経済情勢の変化を見ながら、必要な措置を検討してまいります。

（要望事項）

（2）生活交通の確保対策の充実

- ア 国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需

要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても県単独支援制度の充実強化を図ること。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通確保策については、県、国、市町村、バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」において、基本的には市町村が主体となってさまざまな検討を行い、生活交通確保策の協議・検討を進めているところであります。

これらの協議・検討を基に、これまで、県は市町村とともに、必要な調査や、運行実験などを実施しているほか、町営・村営バスの運行といった具体的な確保策を講じるに当たって、必要となるバス購入費に対して財政支援を行ってきているところであります。

また、路線維持に関しても、平成15年度から、国庫補助制度を活用し、国・県協調による補助を行っているほか、平成16年4月には県と市町村の協調補助の制度を設けたところであります。

なお、あわせて、一層の税財源措置についても、引き続き、国に要望してまいります。

（要望事項）

イ バス路線を維持していくためにはバスの利便性の向上が喫緊の課題となっているが、バス路線のほとんどが行政区域をまたがって運行していることから、都市部での渋滞が町村部のバスダイヤの遅延につながるなど、他市町村の交通環境がバスの運行に影響を及ぼす要因となっていることや、バス事業者に対し運行ルートやダイヤ等の改善を要望する際に市町村間で歩調を合わせる必要があるなど、単独町村での取組みは困難な状況にある。

このため、バス事業者との協議の場面等においては、地元自治体による路線バスの利便性向上に向けた取組みを幅広く支援するとともに、広域的幹線的路線にあっては、定時制を確保するためのバスベイ設置やP T P Sの導入等、利便性の向上に積極的に取り組むとともに、将来的には県独自のバス路線網計画策定も視野に入れながら、望ましい交通環境の実現に向けた取組みを進めること。

＜措置状況＞（県土整備部）

バス交通のあり方については、地域に密接な市町村による検討が不可欠ですが、行政区域をまたがるバス路線に関する課題把握や解決策については、隣接する市町村及び関係者による検討も重要であると考えております。

県では、これまでの神奈川県地域交通研究会を平成17年8月に改組し、国、県、市町村及び交通事業者を構成員とし、公共交通に関する情報交換や、公共交通のあり方等について検討する場として活用しており、具体的なご提案があれば、その部会に位置付け、必要な関係者を交えた検討を行うことが可能ですので、積極的にご活用いただきたいと考えております。

また、県の役割を踏まえながら、引き続き市町村とともに公共交通の利用促進等の交通施策に取り組んでまいります。

（要望事項）

ウ 路線退出等の申出に当たっては、その旨の説明書をバス内に一定期間提示させるとともに、当該期間内は利用者が意見を述べる機会を提供させ、それらの主な意見を添付して申出させるよう、「神奈川県生活交通確保対策地域協議会に係る路線退出等意向申出要領」を改正すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

生活交通確保策等の検討においては、市町村が地域の実情に合わせて、地域住民への説明を行い、住民意見の反映等を行うこととしております。

また、県、関係市町村、関係事業者で構成する神奈川県地域交通研究会分科会において、路線

のあり方や生活交通への関わり等地域交通のあり方についての検討を行う場合に、関係事業者に要望内容を伝えてまいりたいと考えております。

(要望事項)

(3) 海岸の整備促進

ア 相模湾沿岸は、海岸の浸食傾向が著しく、年々砂浜部分が減少している。津波、高潮、越波、海岸浸食等の災害を防止し、安全で安心して生活できる海岸を実現するとともに、後背地の計画的な利用を促進するため、養浜工事や人口リーフをはじめとした施設整備の早期実現と、景観に配慮した整備、改修を行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

相模灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、景観にも配慮した海岸保全施設の整備を行うとともに、養浜を中心とした海岸侵食対策を進めてまいります。

(要望事項)

イ 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。

また、大磯港東側から金目川までの海岸では、砂が堆積しており、防潮堤の防災機能への影響や、飛砂、塩害の拡大、また、砂の堆積による海岸利用や環境への影響が懸念されるので、県においてこれらの堆積砂の除去を引き続き継続すること。

<措置状況> (県土整備部)

二宮海岸については、引き続き調査・養浜を行いながら侵食対策を進めてまいります。

また、大磯港東側の堆積砂については除去するとともに、その砂を侵食箇所の養浜に利活用するよう考えております。

(要望事項)

ウ 海岸漂着ゴミの多くは河川からの流入ゴミであり、沿岸市町はその清掃に大きな負担を強いられているので、県において財政支援を行うこと。

<措置状況> (環境農政部)

海岸清掃事業については、(財)かながわ海岸美化財団が、県及び関係市町からの負担金により、計画的かつ一体的な海岸清掃を行っておりますが、河川から流入する海岸漂着ごみは、河川流域の不法投棄や散乱ごみにその一因がありますので、県では平成9年度以降体系的に取り組んでおります「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」の中で、取組みを強化しているところであります。

今後も広域的観点から、市町村、県民、事業者と連携協調しながら総合的な対策を実施してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(4) 道路交通網の整備促進

富士箱根伊豆交流圏における南北軸のインフラ整備構想については、平成17年度に小田原甲府線整備計画調査研究会が発足し、その実現に向けて議論を深めているので、県は研究会活動に積極的な支援を行うとともに、県の計画（神奈川力構想・地域計画、かながわ交通計画等）の見直しの際には、計画への位置づけを行うこと。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、まずは地域において、交流連携に資する連携軸の必要性について議論を深めていただきたいと考えております。

その上で、その検討状況を見ながら、最近の交通をとりまく環境の変化や、現在見直しを行っている「かながわ都市マスター・プラン」に示される、今後の県土・都市づくりの方向性などを踏まえて、見直しを進めている「かながわ交通計画」の参考とさせていただきます。

8 地震防災対策の充実強化

(要望事項)

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策をさらに充実強化し、推進していくことが必要です。

このため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけるとともに、県としても一層の支援強化を図るよう要望します。

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化推進

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制を東海地域と同様に強化、推進するとともに、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

「南関東地域の観測体制及び地震予知研究体制の強化」及び「東海地震対策大綱及び首都直下地震対策大綱に盛られた具体的対策の着実な推進」については、「平成19年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、「地震防災対策の計画的推進」として位置付け、要望しております。

(要望事項)

(2) 公共施設等の耐震化事業への財政措置の拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況> (安全防災局)

地震防災対策の計画的推進のため「平成18年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、地震防災対策特別措置法の特例措置の延長を求めた結果、特例措置の有効期限が平成23年3月31日までの5年間延長されました。

(要望事項)

(3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の充実と県の上積助成を要望するとともに、完成時に旧日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び高速道路株式会社に働きかけること。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の件については、国庫補助制度として橋梁補修事業、災害防除事業がありますので、県では、これらの事業に対して、技術的助言などの支援のほか、国庫補助採択の可能性について検討してまいりたいと考えております。

また、高速道路株式会社から負担金を徴収する制度の創設については、事業化の計画にあわせて伝えてまいります。

(要望事項)

(4) 消防救急無線の広域化・共同化に係る補助金の拡充

消防救急無線については、現電波法関係審査基準等に基づき、新たな周波数帯に移行とともに、現在のアナログ式をデジタル式に変更し、平成28年5月までに再整備する必要が生じている。

また、平成17年7月の消防庁次長通知では、国は消防救急無線の県域1ブロック化と消防指令業務の共同化の方針を打ち出し、県に対しその整備計画を平成18年度中に策定するよう求めている。

これを受け、県内市町村では平成18年度に消防救急無線の広域化・共同化等に係る整備計画を立て、平成19年度には調査設計・基本実施設計を実施、平成20年度から22年度にかけて整備工事を実施していくこととなるが、こうした取組みの中で無線設備の整備工事費も多額となり、市町村財政を強く圧迫する。

県では市町村地震防災対策緊急支援事業補助金の中に新たに補助メニューを追加したが、この補助制度は、本来、防災計画に基づく継続的な整備に対する補助金であるため、消防救急無線の広域化・共同化等に向けた更なる助成制度を国へ強く働きかけるとともに、県においても支援策を講ずること。

<措置状況> (安全防災局)

消防救急無線の整備は、市町村消防の事務の一部であり、消防組織法に基づく市町村の役割であることから、その広域化・共同化についても市町村が実施することとなっておりますが、市町村の無線整備に係る整備費用も多額となるため、県では平成18年度から5か年間の市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金の補助対象としたところであります。

また、国に対してその支援について折りに触れ要望しているところであります、今後も国に対して消防救急無線の広域化・共同化に向けた助成制度を拡充するよう働きかけてまいります。

さらに、消防救急無線の広域化・共同化に係る無線方式については、国が平成18年度から19年度にかけて検討し決定することとなっておりますが、その際、市町村の負担が必要最小限になる適切な無線方式を採用するよう国に要請しております。

(要望事項)

(5) 市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度の充実

市町村地震防災対策緊急支援事業補助制度が平成22年度まで延伸された。この制度は、市町村が地震防災対策事業への継続的な取組みを積極的に推進していくためには欠かせない制度であるが、しかし、市町村の地震防災力は十分でなく、財政的にも厳しいことから、今後は限度額の引上げを図るなど、市町村の意見を聞きながら、より柔軟で活用しやすい制度とするよう制度の充実を図ること。

<措置状況> (安全防災局)

平成18年度から改めて実施しております「市町村地震防災対策緊急支援事業」では、市町村の地震防災対策で必ずしも進捗が十分とはいえない事業や最近の地震災害で顕在化した課題への対応を踏まえ、補助対象事業分野を従来の13事業分野から8事業分野に整理し、災害時情報収集・提供体制の拡充や救助・救急、消火活動体制の充実等に関する事業を重点的に支援することとしております。

また、小規模団体等、財政規模が小さな市町村が一時的に多額な財政負担を伴う年度における補助限度額の弾力化など、市町村が活用しやすい制度としております。

(要望事項)

(6) 県西地域における地震防災対策及び火山防災対策に関する支援

先般の調査報告書で、「神縄・国府津一松田断層帯」の今後30年以内の地震発生確率が0.2～16%と高まり、「主な活断層の中で地震発生の可能性が高いグループに属する」との見解が示された。これを受け、県西地域の市町村では防災対策情報の共有化を図るとともに、今後の課題を検討するなど、防災対策の強化に向けた取組みを進めているところである。

また、「神縄・国府津一松田断層帯」を震源域とする「被害想定」は、平成11年3月、「神奈川県地震被害想定調査」により示されているが、この想定は平成15年度調査以前の想定であるため、平成15年度に行った「神縄・国府津一松田断層帯に関する調査」によるデータに基づいた各市町の「被害想定」を早急に示すとともに、それに対応した防災対策の強化に向けて、県は技術・知識面での支援や財政的な支援を行うこと。

また、平成14年6月に公表された「富士山ハザードマップ」によると、県西地域には50センチメートル程度の降灰があると予測されているので、継続した監視活動を強化するとともに、富士山が噴火した場合の住民への情報伝達や避難等の情報を住民へ提供するため、県からの情報の提供と共有化を図ること。

さらに、火山灰による河川の河道閉塞を防ぎ、地域住民への被害が起こらないよう、県において降灰を撤去する体制づくりを行うこと。

<措置状況> (安全防災局・県土整備部)

県では、平成9年度から平成10年度に神縄・国府津一松田断層帯地震等の地震被害想定調査を実施しましたが、同調査には近年の地震対策等が反映されていないことから、地震被害想定調査を平成19年度から再実施する予定であり、地震に関する調査研究の成果については、随時、市町村に提供することとしております。

また、財政的支援については、市町村の取り組むべき課題等を踏まえ、本年度より「市町村地震防災対策緊急支援事業」を改めて実施しているところであります。

富士山火山対策については、山体が静岡県と山梨県にあることから、静岡県、山梨県と共同で富士山の観測施設の充実強化について、国へ要望を行ってまいりました。

なお、富士山に噴火の前兆現象を含めた異常現象が確認された場合には、国から火山観測情報、臨時火山情報、緊急火山情報が発表されますが、県では、情報の程度に応じた配備体制をとり、県内市町村及び関係機関との連絡体制を確立し、情報の共有を図るとともに、必要な応急活動を実施する態勢を整えることとしております。

土砂崩落、火山灰等により河道閉塞が発生した場合は、治水上支障があるため火山灰等を撤去してまいります。

9 防犯対策の強化

(要望事項)

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組みを越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、国に対し次の措置を講ずるよう働きかけるとともに、県の取組みの一層の強化を要望します。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(交番設置の要望)

- ・中井町井ノ口地区
- ・開成町小田急開成駅前
- ・愛川町半原地区

<措置状況> (警察本部)

警察官の増員については、管内の人団、事件・事故発生件数や110番受理件数のほか、鉄道・道路の整備状況、繁華街の分布、さらには警備上の問題等を総合的に勘案して決めており、町村部を管轄する各警察署の警察官の増員については、治安情勢を勘案しながら対応してまいります。

また、交番の増設については、増設要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

今後とも、増設要望地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番の機能強化することにより、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

なお、交番の増設については、スクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

(要望事項)

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても「神奈川県市町村防犯活動拠点設置事業補助金」制度の補助対象を拡大し、防犯灯、街路照明等の設置を対象とすること。

<措置状況> (警察本部・安全防災局)

防犯カメラの設置等による犯罪抑止のハード対策は、犯罪に強い地域環境の整備を図るという観点からも大変重要でありますので、自治体が行う犯罪抑止のハード対策に関して、その設置促進に向けた支援・協力を積極的に実施してまいります。

また、当初より「神奈川県市町村防犯活動拠点設置事業補助金」は、平成17年度より3か年の時限事業と考えております。ご要望については、今後、事業を見直していくに当たって、参考とさせていただきます。

II 共通要望事項

1 町村財政基盤の整備

(要望事項)

1 地方税制等の改正について

(1) 軽自動車の販売台数は、価格や車両の性能向上などの関係で、ここ数年飛躍的に伸びている。

税率については、制限税率は引き上げられたが、標準税率の改正は行われず昭和59年度から現行の税率となっており、自動車税と比較して非常に低率となっている。

昨今の軽自動車は、1,000CCクラスの普通車と遜色がなく、車両価格、性能面から見ても普通自動車に近づいている。自動車を取り巻く現状、今後の動向を踏まえるとともに、市町村において貴重な財源である軽自動車税の標準税率を早期に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、市町村が行っている軽自動車税の課税事務、徴収事務の省力化を図るため、自動車リサイクル法（デポジット制）における手法に倣った、原動機付自転車の新規登録時の課税・徴収ができる制度に改正するよう併せて要望すること。

<措置状況>（企画部）

軽自動車税に係る標準税率については、昭和59年度の見直し以来かなりの年数が経過しており、また、標準税率の水準が他の自動車関係税と比較し著しく低率となっていることや、市町村の徴税経費等の観点からも見直しが行われるべきものと考えておりますので、原動機付自転車などに係る課税のあり方の検討も含め、機会をとらえて国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 固定資産税は、市町村税収の約半分を占める基幹税である。平成18年度も非課税等特別措置の新設拡充が行われたが、このような場合には既存の整理合理化を図り、施策目的の達成されたものの早期廃止・縮減が必要である。租税の公平な負担や地方財源の確保の見地から、見直しを行うよう引き続き国へ要望すること。

特に、廃止・縮減を行う場合は、従来分についても対象とするよう要望すること。

<措置状況>（企画部）

非課税措置などは、租税負担の軽減を通じて、特定の政策目的を実現するための政策手段であり、税負担の公平という税制の基本原理の例外となっておりますので、その政策目的の合理性、政策手段としての適正性、利用の実態などを踏まえて適時見直しを行い、整理・縮減されるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(3) 木造家屋評点基準表は整理合理化が図られ、簡素化された。非木造家屋に係る評点基準表についても平成18年度に見直しが行われているが、未だ限定的な改正にとどまっている。このため、木造家屋評点基準表と同様に、非木造家屋の評点基準表の大幅な整理合理化を図り、簡素化するよう引き続き国へ働きかけること。

<措置状況>（企画部）

家屋評価については、平成15年度評価替えで木造家屋の、平成18年度評価替えで非木造家屋の評点項目の整理合理化が図られましたが、依然として専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっておりますので、課税の公平性が保たれることを前提に、非木

造家屋評点基準表のより一層の整理合理化も含め、評価方法のさらなる簡素化について検討するよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(4) 地方税の申告手続等への電子化システムの導入に当たっては、地方税電子化推進協議会の最終報告書にも記載されているとおり、効率的で利便性に富んだ効果が期待できるが、反面、町村の負担費用の大幅な増が見込まれ、財政的に厳しい町村では予算の確保ができない状況である。このため、導入時には十分な財源措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

<措置状況> (総務部・企画部)

地方税における電子申告については、平成17年1月、法人の県民税及び事業税の申告手続を対象に、一部の都道府県において導入され、現在、政令市においても、法人市民税及び固定資産税償却資産を対象に導入されているものです。今後も利用範囲の拡大に向け、(社)地方税電子化協議会において、制度面やシステム面のほか、導入に伴う費用負担のあり方等について、引き続き検討が進められております。ご要望の点については、(社)地方税電子化協議会における検討状況を踏まえながら、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(5) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平な観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。

平成18年度の税制改正により、負担水準の低い土地については評価額の5%を加算する等の簡素化の措置が講じられているものの、全般的には未だ納税者には理解しにくいものと言わざるを得ない。

税額の算出過程の更なる簡素化を図り、納税者に一層理解されやすい方法を検討するよう国へ働きかけること。

<措置状況> (企画部)

負担調整措置は、負担水準の均衡化という観点から制度化され、平成18年度税制改正においてその制度が簡素化されたものですが、納税者にとって理解しやすい、より簡素な制度となるよう国に要望してまいります。

(要望事項)

(6) 三位一体改革による税源移譲により地方税法が改正され、個人住民税所得割の比例税率化が平成19年度から実施される。これにより税源の偏在度が縮小する効果が見込まれるが、他方、高額所得者の占める割合が大きい市町村においては、税収減が見込まれる状況にある。

また、個人住民税において、所得税と個人住民税の人的控除額の差額に基く負担増を調整する新たな控除が設けられたが、このことも個人住民税への影響(減収)を生じさせることになる。

これらのことから、税源移譲により税収減が生ずる市町村への減収分の補てん措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

<措置状況> (企画部)

今回の「三位一体の改革」に伴う所得税から個人住民税への税源移譲は、地方六団体と国との協議により実現することとなったものであり、応益性や偏在度の縮小といった観点から、個人住民税の税率フラット化が行われることになったものと理解しております。

また、所得税と個人住民税の人的控除額の差額を調整し、個々の納税者の所得税と個人住民税の合計税額が増えないよう制度設計されたものです。

これらの結果、今回の制度改正により、減収影響を受ける市町村が一部生ずることとなりましたが、その状況については、機会をとらえて国に伝えてまいります。

(要望事項)

(7) 税源移譲に伴い個人の道府県民税徵収取扱費交付金の算定方法が改正されたが、高額所得者の占める割合が大きい市町村では、従前の算定方法に比べ交付金の減収が見込まれる状況にある。

このため、従前の交付金額を維持できるよう算定方法の新たな見直しを国へ強く働きかけること。

<措置状況> (企画部)

従来、徵収取扱費交付金は、県民税の収入額を主な基準として算定されてまいりましたが、税源移譲の結果、県民税収入額が増加することにより、従来の算定方法では、実際の賦課徵収費用が大きく変わらないにもかかわらず、交付金額が大幅に増加することとなります。また、税収入額よりも納税義務者数を基準とした算定の方が、実際の賦課徵収費用をより正確に反映するものであることから算定方法が見直されたものであります。したがって、従来方式に戻すことは困難であります。

なお、平成19年度及び平成20年度課税分については、経過措置が設けられております。

(要望事項)

(8) 国有資産等所在市町村交付金の算定基礎となる県有財産台帳価格は、町村が提示した価格より低額になっており、以前から大きな格差が生じている。

これは、県有財産台帳価格が町村の提示した価格ではなく、県が独自に定めた価格を使用しているためであり、町村が提示した価格を反映していないので、早期に改善すること。

<措置状況> (総務部)

県有財産台帳価格に記載されている価格は、神奈川県財産管理規則第48条の規定による県有財産台帳価格算定要領に基づき算定しております。

土地の台帳価格は、県有地の現況地目に応じた近傍類似地の固定資産税評価額を用いて算定した額を記載しております。この価格は、3年に一度実施される固定資産税の評価替えの時期に合わせ価格を改定し、適正な価格となるよう調整を行っております。

建物の台帳価格は、取得時に建築工事費を記載し、増改築があった場合にこれを随時増額しております。また、土地と同様に3年に一度、減価償却相当分を減額するとともに、建築物価等による時価の動きを反映させ、適正な価格となるよう調整しております。

(要望事項)

2 地方債の繰上償還、借換について

高利の政府資金による地方債について、補償金を支払うことによって繰上償還が認められており、平成17年度からは補償金も含めて借換後の対象とすることが認められましたが、補償金が町村財政に与える負担は大きく、また、公的資金の繰上償還・借換に対し高額の補償金を支払うことは、住民の理解を得ることが難しいため、本制度の活用は見送られている状況です。

この制度を公債費負担の軽減に有効なものとするためにも、補償金等の財政負担について見直し、繰上償還や低利債への借換への転換が積極的に図れるよう、国に一層の緩和を働きかけていただきたいと要望します。

<措置状況> (企画部)

政府資金等の公的資金に係る地方債の繰上償還及び借換については、一定の要件を満たす団体に対して借換えや特別交付税による利差補てん措置が講じられており、また、補償金を支払う

ことによりどの団体においても任意の繰上償還が可能となっております。

なお、平成17年度からは補償金を含めて借換債の対象とされており、また、平成19年度からは、平成21年度までの3年間の臨時特例措置として、一定の要件を満たす団体を対象に、新たに政府資金等の補償金なしの繰上償還等が実施されることとなっております。

しかしながら、これらの措置については、新たな措置も含め、公債費負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で必ずしも十分な対策となっていないものと思われることから、繰上償還及び借換え等の公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

3 水道事業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスピリジウムなどの問題への対応、さらには老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひいては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き国への働きかけを要望します。

- (1) 政府資金及び公営企業金融公庫資金について、貸付け利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。

<措置状況> (企画部)

水道事業については、住民の日常生活に密接に関連していることから政府資金等の公的資金が優先的に配分されており、公営企業金融公庫の優遇金利の適用や地方交付税措置等による公債費負担の軽減措置が講じられているところであります。

また、水道施設の耐用年数を考慮し、他の事業債と比較しても長期の償還期間が設定されています。

公営企業である水道事業については、民間的経営手法の導入等、なお一層の経営改善努力を求めておりますが、経営健全化を図る観点から制度改善が必要なものについて、今後とも機会をとらえて国に働きかけてまいります。

(要望事項)

- (2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

<措置状況> (企画部)

上水道高料金対策借換債については、資本費及び給水原価が全国平均を著しく上回っている上水道事業について認められておりますが、平成17年度から利率要件が緩和されるとともに、一定利率以上の既往債の借換えが新たに臨時特例措置として認められているところであります。

さらに、政府資金等の公的資金については平成17年度から補償金を含めて借換債の対象とされております。

しかしながら、これらの措置については、公債費負担の軽減効果や自治体側の財政負担の面で必ずしも十分な対策となっていないことから、借換え等の公債費負担軽減措置のさらなる拡充について、引き続き国に働きかけてまいります。

(要望事項)

4 市町村振興補助金の拡充について

市町村振興メニュー事業補助金については、平成18年度から基幹道路事業及び大規模改造事業に係る下限事業費の引下げが行われましたが、未だ町村の活用しやすい制度とはなっていません。

財政力の弱い自治体においては、国による三位一体改革に伴う補助負担金の削減など、ますます厳しい財政状況が見込まれますので、より一層の制度の改善を図るよう要望します。

(1) 下限事業費を更に引き下げること。

＜措置状況＞（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、これまでも、必要な事業量の確保を図るとともに、市町村の意見・要望や行政需要の動向を踏まえ、毎年、メニューの新設改廃等、市町村の自主性・主体性を尊重し、利用しやすい制度への改善を図っております。

平成17年度は、施設整備事業の下限事業費の10%引下げ等を行い、平成18年度においても、道路事業に係る補助限度額の緩和等の制度改善を図ったところあります。

今後とも、市町村のご意見を伺いながら、利用しやすい制度への改善を検討してまいります。

（要望事項）

(2) 小規模改修を補助メニューに新設すること。

＜措置状況＞（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、維持補修費等の経常経費については、限られた財源を多くの市町村に公平に活用していただくため、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

（要望事項）

(3) 道路施設・河川施設等について、国庫補助採択事業や交付金対象事業（まちづくり交付金や道整備交付金等）も補助対象とすること（国の補助金改革により、国庫補助が大幅に削減されている中で、国庫補助採択事業等にあっても充実した財政措置とはなっていない。特に「選択と集中」により都市基盤整備を重点的に行う都市再生整備計画エリアや地域再生計画エリアの道路等整備に特段の配慮をいただきたい。）

＜措置状況＞（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、道路施設・河川施設における国庫補助採択事業等にあっては、国庫補助金のほか、地方債等による財政措置が充実していることから、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

（要望事項）

(4) 事業費に対する補助金先付け分の上限枠（2,000万円）を撤廃・増額すること。

＜措置状況＞（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の一時的な財政負担の軽減を図ることを目的とした県の支援制度であり、補助金交付要綱取扱要領第3条及び第4条に定める特定財源相当額の控除及び補助金充当可能額の算出については、限られた財源を公平に活用していただくため、国庫補助金及び地方債について、国庫補助金の交付決定の有無及び地方債の起債許可又は同意の有無にかかわらず控除することを原則とし、こうした中で、2,000万円までは適用しないこととしたものでありますので、その趣旨を勘案いただき、ご理解いただきたいと思います。

（要望事項）

(5) 補助率を1／2から2／3に引き上げること。

＜措置状況＞（企画部）

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助率は3分の1を原則とし、小規模である等の特別な事情がある場合に補助率を2分の1に引き上げて実施しているものでありますので、さらなる補助率の引上げは、困難であります。

(要望事項)

(6) 学校施設の整備改修等についても対象とすること。

<措置状況> (企画部)

市町村振興メニュー事業補助金は、市町村が生活関連の公共施設等を整備する際の財政負担の軽減を図ることを目的とした県単独の支援制度であることから、補助対象となる公共施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の一般的な共同利用に供する施設としております。

したがって、義務教育施設に対しては、補助対象外としているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

2 地域情報化施策の推進

(要望事項)

1 電子自治体構築に向けた財政支援について

IT法、いわゆる「高度通信ネットワーク社会形成基本法」が平成13年度に制定され、国をはじめ基礎的自治体である市町村においても、その整備運用に向けた取組みを行っています。

町村においても、利用者への行政サービス向上と総合的な利活用を図るため、順次整備運用に努めているところですが、これらの整備運用に当たっては、多額のイニシャルコストとランニングコストが必要で、大きな財政負担となっています。

つきましては、これらに要する費用について、財政状況にとらわれない新たな支援制度の創設を要望します。

<措置状況> (企画部)

住民サービスの向上に資する市町村の情報システムの開発については、県の市町村振興メニュー事業補助金の中で、助成対象とさせていただいておりますが、電子自治体の推進には、多額の費用が見込まれますので、市町村に対する財源措置の拡充について、今後とも国に働きかけてまいります。

(要望事項)

2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の多くの地域では、山間部特有の複雑な地形のためテレビ電波が良好に受信できず、このためテレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信しており、個別アンテナ受信者の多くも劣悪な環境で受信しています。

平成23年（2011年）の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、更にテレビ共同受信施設事業の重要性が増すことと思われます。このため、テレビ共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するために想定される設備の更改等にかかる費用は小規模な事業者の重い負担となることが考えられるとともに、地域特性に適した情報通信基盤整備の一環としての新たな事業の展開も想定されることから、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する直接補助等の支援措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

<措置状況> (県民部・企画部)

地上波放送デジタル化による、個別地域的な影響及びそれに対する国の具体的対応については現時点でははっきりしておりませんが、ご要望の趣旨については機会をとらえて、国に伝えると

ともに、引き続き国からの情報は的確に市町村に伝えてまいります。

なお、地域情報通信基盤整備については、国により、地域公共ネットワークの整備に対する補助制度や、民間事業者が行うケーブルテレビや光ファイバ整備への低利融資制度などの支援策が講じられているところであります。

(要望事項)

3 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊かな地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、県立自然公園や国定公園を管理する県が関係事業者に働きかけ、携帯電話電波塔の建設を促進するよう要望します。

<措置状況> (安全防災局・環境農政部)

観光客等の緊急時の連絡のための自然公園や国定公園における携帯電話電波塔の建設については、災害対策として有効と考えますので、機会をとらえて関係の指定公共機関等へ伝えてまいりたいと思います。

なお、電波塔を国定公園や県立自然公園内に設置する場合は、「自然公園法」及び「神奈川県立自然公園条例」に基づく許可や届出が必要となりますので、事業者から設置について申請がありましたら、景観等への配慮など、審査基準に照らして許可の可否を判断しております。

(要望事項)

4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

町民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、市町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入に当たっては多額のイニシャルコストとランニングコストが必要で、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、導入費用及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (企画部)

戸籍事務の電算化に伴う経費については、平成16年度から、普通交付税の算定上、市町村の標準的な行政経費として措置されているところであります。

その算定方法について改善すべき意見がある場合には、地方交付税法第17条の4に基づく意見申出制度等を活用し、市町村の要望をとりまとめていく中で、国に伝えてまいりたいと考えております。

3 豊かなくらしと協働のまちづくりの創造

(要望事項)

1 自治基本条例等に基づく町民、企業、行政等による協働のまちづくりに対する財政支援について

地方分権への取組みが進む中で、地域は自らのことを決定し、自らまちづくりを推進することが求められています。県総合計画審議会の「中長期的課題と将来ビジョン」の中で決定的重要事項と謳われているように、今日の厳しい財政状況や少子高齢社会下での住民、企業、団体、行政等による協働のまちづくりは、効率的な行財政運営による地域経営の確立とともに、地域への愛着が育成できる有効な施策です。しかし、このたびの三位一体の改革による税源移譲の内容では

十分ではありません。協働のまちづくりを進めるには、基本事項やルール、仕組みづくりが必要で、更にこれを推進するには、場づくりなど、各種の新たな施策と財源が必要ですので、住民等の活動支援を含むきめ細かなメニューによる財政支援を要望します。

＜措置状況＞（企画部）

地方公共団体が住民、企業との協働によるまちづくりを進めることは大変重要な施策と認識しておりますが、こうした協働のまちづくりを進めるための「基本事項やルール、仕組みづくり」、さらには「場づくり」などのいわゆるソフト施策につきましては、その財源対策も含め、基本的にはまさに当該団体の自主的・主体的な取組みにより推進されるものであると考えております。

なお、まちづくりに関する公共施設整備事業に対しましては、県では、市町村振興メニュー事業補助金により、市町村が事業主体となる標記事業への財政支援を実施しております。

（要望事項）

2 消費生活相談体制の整備等に対する支援について

消費生活相談件数が年々増加傾向にあるにもかかわらず、県の消費生活センターが再編整備され、中央消費生活センターのみとなったことにより町村の人的・財政的な負担が増大してきています。とりわけ町村が実施している継続相談等複雑な相談内容に適切に対応するためには、今後もより一層の消費生活相談員の育成及び人材の確保が必要不可欠です。また、商品等の情報の高度化や専門化が進む中、消費者の利益保護のために行う消費者教育、啓発及び消費者団体の育成も必要です。

つきましては、平成17年度に期限切れを迎えた市町村消費生活相談体制整備推進事業費補助制度の再実施と、町村が行う消費生活相談員確保の取組みの支援を要望します。

＜措置状況＞（県民部）

県では、市町村の消費生活相談体制の整備を円滑に推進していただくため、施設整備（単年度）や相談員設置（5年間）の補助制度（政令市を除く）を設け、清川村は平成17年度まで、箱根町、真鶴町及び湯河原町は平成19年度まで補助を行いますが、補助制度の延長は困難であります。

また、相談員を養成・確保するため、市町村の相談員等を対象とした各種研修の実施、新たな相談員を採用する場合の相談員の紹介、新人相談員への消費生活相談指導員の派遣指導及び新人相談員に対し、かながわ中央消費生活センターにおいて実務研修などを行ってまいりました。今後も、市町村と連携して取り組んでまいります。

4 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

（要望事項）

1 松くい虫防除等に対する補助の拡充について

大磯町から小田原市にかけての海岸線には大きな松林が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割とともに、相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっていますが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、景観や環境保全のための松は年々減少しつつあります。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力を行うなどの事業を実施していますが町の負担は増大するばかりです。このため、松くい虫被害対策に係る補助の継続や、松の植樹に対する補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところであります。予算面では、関係市町村からの要望に全て応じることができない状況です。各市町村におきましても駆除対象を絞り込んでいただくなど、効率的な実施をお願いするとともに、県

でも引き続き財源の確保に努めてまいります。

(要望事項)

2 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、獵区設定等を積極的に実施していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情にあった総合的かつ実効性のある対策を講ずるため、平成19年度から始まる第10次神奈川県鳥獣保護管理計画等の中で、次の事項を実現するよう要望します。

(1) 「群れ」を単位とする適正な個体数管理の徹底等、被害防止の視点からの特定鳥獣保護管理計画の見直し

<措置状況> (環境農政部)

ニホンザルの保護管理については、保護管理計画に基づき、各群れごとのモニタリングを毎年度実施し、個体数、行動域を把握するとともに、農業被害・生活被害の程度により、加害レベルを1～5段階で判定し、毎年度策定する事業実施計画の中で群れの加害レベルに応じた対策を定め被害対策を実施しております。

(要望事項)

(2) 野猿、鹿に係る捕獲許可権限の市町村移譲

<措置状況> (環境農政部)

ニホンジカ、ニホンザルの被害対策については、生息数が個体群の維持に必要な数を下回らないよう、保護管理計画に基づき、地域の農業被害状況や捕獲実績、さらに生息状況等モニタリング結果を検証しながら毎年度事業実施計画を策定し、事業を推進しておりますので、捕獲許可権限の移譲は考えておりません。

(要望事項)

(3) 広域獣害防止柵整備事業の継続実施及び小規模の農地の囲い込みにも対応できるような要領の改正

<措置状況> (環境農政部)

広域獣害防止柵整備事業については、平成14年度から3年間、緊急地域雇用創出特別対策事業を活用して実施した事業であり復活は考えておりません。また、小規模農地への獣害防護柵設置については、市町村が直接又は補助事業として設置する場合には、現行の有害鳥獣被害対策事業補助金で対応しておりますので、要領改正の必要はないと考えております。

(要望事項)

(4) イノシシ対策としての防護柵の設置等に対する財政支援

<措置状況> (環境農政部)

イノシシ対策用の防護柵設置については、市町村が直接又は補助事業として設置する場合には、現行の有害鳥獣被害対策事業補助金でも対応しております。県では、被害防除対策に要する財政支援について、引き続き予算枠の確保に努めてまいります。

(要望事項)

(5) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣保護管理対策事業補助制度については、引き続き予算枠の確保等充実強化に努めてまいります。

（要望事項）

（6）広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣害対策については、県では市町村における地域の実情に応じた取組みに対する支援の強化に努めるとともに、各市町村との連携を図るため各地域県政総合センターごとに設置した地域対策協議会において広域的な被害防止対策や捕獲体制について協議・検討を進めてまいります。

（要望事項）

（7）広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣害対策については、住民生活を守るという観点から、被害の発生している地域の市町村において駆除体制を確立していただくことが重要であり、事務の迅速化にもつながるものと考えております。

県では市町村における地域の実情に応じた取組みに対する支援の強化に努めるとともに、各市町村との連携を図るため各地域県政総合センターごとに設置した地域対策協議会において広域的な被害防止対策や捕獲体制について協議・検討を進めてまいります。

（要望事項）

（8）捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

捕獲個体の処分については、捕獲に伴う一連の行為と考えておりますので、市町村に担っていただきたいと考えております。

（要望事項）

（9）野生動物の生態環境を整備するため、公有林の天然林（広葉樹）施業の積極的推進

＜措置状況＞（環境農政部）

ニホンジカ保護管理計画においては、シカを含めた多様な野生生物の生息環境整備に資するものとして、標高や地形などの自然条件や森林の質的状況に応じ、県有林を中心に多彩な森林づくりを目指した取組みを進めることとしております。

（要望事項）

（10）カラス・ハト等被害をもたらす鳥類の生息調査の実施

＜措置状況＞（環境農政部）

平成12年度、13年度にカラス、ドバト、ヒヨドリ、ムクドリなどについて生息状況調査を実施し、被害対策のための基礎資料として活用しております。

（要望事項）

（11）被害に対する新たな補償共済制度の確立

＜措置状況＞（環境農政部）

鳥獣被害に対する県独自の補償共済制度の創設は考えておりません。

(要望事項)

3 移入鳥獣等駆除に対する支援について

アライグマについては、神奈川県アライグマ防除実施計画の策定により、これまでの対策よりも踏み込んだものとなりましたが、タイワンリスもアライグマ同様に生活被害等を発生させており、近年、三浦半島地域における台風、強風による倒木については、「タイワンリスが木の皮をかじり、木が枯れてしまっていることが原因のひとつである」との声も寄せられるようになっており、昨今問題とされている山が荒れる要因ともなっているのではと危惧しています。タイワンリスの生息実態や効果的な捕獲方法については情報量が少ないこともあります、その対応に苦慮しています。このため、生息状況調査等の実施や情報の収集・提供など必要な対策を講ずるとともに、タイワンリスについても防除実施計画策定に向けた取組みを検討するよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

タイワンリス等の特定外来生物の防除に当たっては、県でも国に対し、外来生物法に基づく迅速な対応を要望するとともに、市町村が防除計画を策定する際には支援してまいります。

また、県、市町村、農業協同組合等を構成員とする横須賀三浦地域鳥獣対策協議会において、地域特性に応じた被害防止対策事業や捕獲等体制について協議・検討を進めてまいりますとともに、情報収集・提供に努めてまいります。

(要望事項)

4 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多く吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなっています。

現在、丹沢大山総合調査におけるヤマビル目撃情報調査が実施されていますが、被害も広域範囲となっているため、県としても早急にヤマビル駆除対策に積極的に取り組むとともに、町村が実施している駆除対策事業を支援するよう次の事項について重ねて要望します。

(1) ヤマビルの駆除方策の早期検討・確立及び町村が実施する駆除対策事業に対する県補助制度の創設

<措置状況> (環境農政部)

ヤマビルについては、被害の抑制などについて県試験研究機関を中心とした共同研究に取り組んでまいりますとともに、市町村と連携した現地・現場での取組みを進め、より総合的で踏み込んだヤマビル対策を図ってまいります。

(要望事項)

(2) ヤマビルの生息域（被害）を減少させるための防鹿柵設置事業の拡大

<措置状況> (環境農政部)

ヤマビルの生息域（被害）減少を目的とした防鹿柵設置事業は考えておりませんが、市町村がシカの被害対策を目的とし防護柵を設置する事業については、既存の補助制度がありますので、その中で支援することとし予算枠を確保してまいります。

(要望事項)

5 林道の整備推進について

近年、森林の持つ公益機能は広く知れ渡っているところですが、林道網が十分に整備されてい

なければこの機能は発揮されないばかりか、森林の作業効率も望めず、このような状況が続ければ将来において森林経営の担い手不足につながることも推察されます。

つきましては、林道が効率的に機能するよう林道路網のネットワーク化を図るべく、県営林道の整備促進に向けた積極的な取組みを要望します。

また、林業生産基盤である林道については、別表「林道整備箇所表」により、開設、通行規制の緩和を要望します。

1 土佐原林道のガードレール設置及び視線誘導標の設置

転落事故・接触事故防止が図られるようカーブ及び路肩付近が急傾斜になっている場所等で、ガードレールが未設置となっているところについて、ガードレール及び視線誘導標の設置を要望します。(松田町)

2 秦野峠（全線）

地震災害時（県道710号被害時）等に適切に対応できる状態の確保及び国県道渋滞回避のため、一般車の通行規制の緩和の検討を要望します。(山北町)

3 明神林道通行規制の緩和

本林道は、県西地域の観光・経済流通という面から見ますと、南足柄市と箱根町を結ぶ重要なルートになり得ると思われます。当初の整備目的の中には足柄万葉の郷と仙石原温泉郷を結ぶという目的もありますので、規制の緩和を引き続き要望します。(箱根町)

4 白銀林道（湯河原町吉浜・鍛冶屋地区）

白銀林道は順次整備が進められていますが、森林の保全及び維持管理上必要不可欠な林道ですので、県道75号側（しとどの窟入口）から舗装及び落石防止工事等の整備を引き続き要望します。(湯河原町)

＜措置状況＞（環境農政部）

県では、県営林道の開設について、県と市町村等との役割分担から、県が開設する林道の条件を、利用区域面積が150ha以上で利用区域内の施業実施予定面積が50%以上あるとともに、2市町村にまたがる路線または保安林が大部分を占める路線としております。また、利用区域面積が500ha以下の林道については、開設後、市町村等に管理を行ってもらうこととしております。

林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業を実施するうえで、なくてはならないものであり、今後も市町村と連携を図りながら、林道の整備を推進してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

1 土佐原林道については、平成17年度に松田町からガードレール及び視線誘導標の設置要望があつたことから、松田町及び地元住民と調整のうえ、視線誘導標を594m設置することとし、平成17年度中に343mを設置し、残りについては平成18年度に設置する計画となっております。

また、土佐原林道は、平成14年7月26日に県と松田町で締結した「県営林道土佐原線の管理に関する覚書」に基づき、松田町への管理替えを進めるため、現在、林道敷地調査を実施しており、この覚書第3条では、県が「改良工事等を行い交通の安全を図る」としておりますので、効率的に改良工事等を進めるに当たっては、全体計画の樹立や地元との調整等について、ご協力をお願いします。

2 林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業の実施を主な目的とした施設であるため、県

では林業活動による利用を原則としており、林道沿線の施設を利用する場合など特例的な利用を認めているところであります。

そのため、秦野峠林道について国県道渋滞回避を目的とした一般車の通行規制の緩和は困難であります。また、地震災害時等については、緊急避難路等にも利用できるよう、必要に応じて法面の改良工事を実施するなど、林道の適正な管理に努めてまいります。

3 林道は、林業の効率的な経営や適切な森林施業の実施を主な目的とした施設であるため、県では林業活動による利用を原則としており、林道沿線の施設を利用する場合など特例的な利用を認めているところであります。

そのため、明神林道について観光振興等を目的とした一般車の通行規制の緩和は困難であります。

4 白銀林道については、平成18年度から地域再生計画に基づく道整備交付金により、整備工事を計画的に実施してまいります。

(要望事項)

6 地籍調査事業の推進について

市町村が事業を進めている国土調査法に基づく地籍調査は、土地の明確化、公正適正課税等に大きな成果を上げています。しかし、調査を適正に実施し、国の承認後速やかに法務局に送付しても、職員不足等の理由により登記手続が1年以上遅延しているのが実状です。このため、遅延期間内に土地の異動等が発生すると土地所有者に多大な迷惑をかけることになり、このような状況が長く続くとやむを得ず事業を休止する市町村の増大が懸念されます。

つきましては、登記手続の迅速化についての早期対応を国に働きかけるよう引き続き要望します。

<措置状況> (県土整備部)

速やかな登記手続きが図られるよう、機会をとらえて国に協力を依頼してまいります。

5 福祉施策の充実

(要望事項)

1 児童福祉の充実について

(1) 国は、少子化対策として平成18年度から児童手当特例給付の支給対象年齢を小学校修了前まで拡大しましたが、現在、さらに2歳以下の児童も対象とする案が検討されている。

地方負担を余儀なくされるこれらの制度改革は、財政状況の厳しい地方行政にとって、更なる義務的経費の増額につながり、地域の特性に合わせた少子化対策・子育て支援の次世代育成支援行動計画の推進にも大きな影響を及ぼすことが心配されるので、本年度から支給対象が拡大された特例給付も含め、国が全額費用負担をするよう強い働きかけを行うこと。

また、地域医療機関における産科・小児科の減少が著しい中、安心して子どもを生み育てる環境が損なわれている傾向にあることから、国において効果ある抜本的な少子化対策を講ずるとともに、新制度の施行については、住民の窓口となる市町村の意見を聴取すること。

<措置状況> (保健福祉部)

児童手当については、制度拡充に伴う地方負担が増加しないよう、確実な税財源措置を講ずるよう、国に引き続き要望してまいります。

(要望事項)

(2) 幼稚園と保育園の総合施設については、平成18年10月から本格実施すべく、法案が提出されているが、当該施設の運営について、職員の兼務等地域の特性を踏まえた効率的な運営ができるよう、更に国に働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部・県民部・教育局)

平成18年6月に、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、就学前の子どもに教育及び保育、子育て支援を総合的に提供する施設を都道府県知事が「認定こども園」として認定する制度が創設されたところであります。

法律において、国の指針を参照し地域の実情に応じて、知事が条例で認定基準を定めることとされており、所要の定めをするための「認定こども園の認定の基準を定める条例」が県議会平成18年12月定例会で成立し、平成18年12月28日付けで、同条例を公布・施行しております。

また、市町村に対して、認定基準についての説明会を実施してまいります。

(要望事項)

(3) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

<措置状況> (保健福祉部)

児童福祉法の一部改正による市町村の児童相談窓口の設置に対する支援について、県では「市町村における児童相談ガイドライン」を作成して日常業務に役立ててもらうとともに、市町村職員に児童相談所の実地研修を実施するなど支援を継続してまいります。

県から専門職員を派遣することは困難ですが、各町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」の運営について積極的に支援するなど、各町村の実情を踏まえた支援を行ってまいります。なお、市町村の相談体制の整備に資する必要な財源の確保については、平成18年9月に開催された13大都道府県児童福祉主管課長会議において「国の施策及び予算に関する要望書」により、国へ要望しておりますが、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(4) 保育所における障害児保育に対する補助制度が平成15年度から一般財源化されて実施されているが、その対象児童は特別児童扶養手当受給者等となっている。しかし近年、特別児童扶養手当受給者に該当しない児童、例えば多動症や自閉症などの発達障害児童が多くなってきているのが現状である。

このため、次の事項について重ねて要望する。

ア 発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するよう国に働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

県では、知的障害を伴わない発達障害の方々についても福祉サービスの対象となるような制度の確立を、機会をとらえ国に要望しているところであります。

(要望事項)

イ 平成17年4月21日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知の中に、発達障害児の保育所への受入れの充実が記載されているが、クラス担任1人だけでは保育することができず、補助員を配置しなければならないので、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援について、国に強く働きかけるとともに、県として

も支援等を講ずること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害児保育の実施に当たっては、県単独の補助事業である民間保育所運営費補助において、国庫の助成がない特別児童扶養手当の支給対象児を除く障害児の受入れに要する保育士の雇用経費に対して助成を実施しているところでありますが、保育の実施主体である各市町村の意向を踏まえつつ、国助成の拡充について、働きかけてまいります。

（要望事項）

（5）現在の国庫補助基準では、児童数が10人未満のクラブは補助対象外となっているが、この制限を撤廃し、少人数のクラブも対象とするよう国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

放課後児童健全育成事業については、国の実施要綱に基づき、現在、県では、放課後児童クラブを小学校校区に設置していくことを目標とし、放課後児童クラブを利用している児童の約9割を占める小学3年生までを補助対象の基本としつつ、予算の範囲内で、各市町村に助成しております。

（要望事項）

（6）児童手当の所得認定に当たり、未申告者及び夫が米海軍等に勤務し所得確認ができない者を「所得なし」と判断する不公平な現行の児童手当法の改正を国に働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

要望の趣旨を国に伝えてまいります。

（要望事項）

2 障害者福祉の充実について

（1）平成18年4月に一部施行された障害者自立支援法は、身体、知的及び精神の3障害のサービスを一元化したこと及び負担率は別として利用者の応益負担を導入するなど、評価できる点もあるが、小規模通所作業所での知的障害者デイサービス事業がなくなり、市町村事業である地域生活支援事業の地域活動支援センター又は個別給付事業を選択するしかない。支援費制度でデイサービス事業を開始し、職員を確保してサービスを提供してきた小規模事業所は、自立支援法の施行に伴い、各市町村の財政力によって、その運営内容が大きく変わり、財政力の弱い市町村では十分な支援を行うことが困難となり、小規模作業所におけるサービス内容の低下や受入れ人員の制限等、従前の利用者にとって不利益になることが予想される。

既に障害者自立支援法は施行されたが、障害者及びその保護者が地域で安心して暮せる社会となるよう、当事者及び市町村の意見を傾聴し、よりよい制度への改善充実を国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害者地域作業所については、障害者自立支援法の施行により、同法に基づく、就労支援に向けた事業や地域活動支援センターへ移行することが可能となりました。県では、これからも障害者地域作業所が担ってきた柔軟性、即応性を失うことのないよう、法定内事業へ移行する際に直面する法人格の取得等の課題、法定内サービスの対象外となる「制度のはざま」の方の受入れなどの対応、さらには移行の条件等がすぐには整わない場合の取扱いなど、障害者の地域生活を支える障害者地域作業所が、制度の変革に対応していくようメニュー的な補助を含め今後の支援について検討しております。

(要望事項)

(2) 障害者自立支援法が施行され、それぞれの地域の特性に応じた障害者の生活を支える施策として地域生活支援事業が位置づけられたが、この事業を実施するには、国・県の補助が少ないため、町の財政負担が多大となる。加えて、移動介護やストマ用装具等が介護給付や補装具に移行されず地域生活支援事業に含まれることになり、その事業費を圧迫することになるので、地域生活支援事業への財源の確保を国に働きかけるとともに、県においても財政支援策を講ずること。

また、地域生活支援事業を行うに当たり、その事業を実施する社会福祉法人等においては、報酬の算定方法が月割から日割になったことや算定の単位額が減額されたことにより、その経営が圧迫され事業を縮小するケースも目立つ。報酬算定基準等の緩和措置を国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

地域生活支援事業の事業費については、介護給付・訓練等給付・補装具等が負担金であるのに対し、地域生活支援事業は補助金であるとの違いはありますが、その負担割合においては、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1であり、違いはありません。ただし、地域生活支援事業の補助額は国基準に基づき上限が設けられることから、市町村の超過負担となる場合も想定されております。こうしたことを踏まえ、県では、確実な補助ができるよう財源確保に努めるとともに、例えば、地域活動支援センターに対するメニュー的な補助など、地域生活支援事業の補助金の枠にとらわれない支援について検討しているところであります。

なお、地域生活支援事業に係る十分な予算措置については、機会あるたびに国に要望しているところであります。

(要望事項)

(3) 平成15年度より開始した支援費制度は、平成18年度から施行された障害者自立支援法に改正され利用者負担1割が設けられたが、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き町村の財政を大きく圧迫しており、障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養成・確保が困難となっている。このため、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県域に平等に提供されるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業の国2分の1、県4分の1の財政負担については、今後とも厳守すること。

<措置状況> (保健福祉部)

障害者自立支援法においては、国県の財政負担は法定事項となり、明確化されました。県では必要な予算措置をしております。

地域生活支援事業の事業費については、介護給付・訓練等給付・補装具等が負担金であるのに対し、地域生活支援事業は補助金であるとの違いはありますが、その負担割合においては、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1であり、違いはありません。ただし、地域生活支援事業の補助額は国基準に基づき上限が設けられることから、市町村の超過負担となる場合も想定されております。こうしたことを踏まえ、県では、確実な補助ができるよう財源確保に努めるとともに、例えば、地域活動支援センターに対するメニュー的な補助など、地域生活支援事業の補助金の枠にとらわれない支援について検討しているところであります。なお、地域生活支援事業に係る十分な予算措置については、機会あるたびに国に要望しているところであります。

(要望事項)

(4) 現在、県単独事業として実施している地域作業所への補助事業等については、「障害者自立支援法の施行に伴い福祉制度の仕組みの変化を見据え、県の役割の整理・補助のあり方につ

いて検討する」とのことであるが、地域に根付いた制度であり、これを継続するとともに、補助基準の引下げを行わないこと。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害者地域作業所については、障害者自立支援法の施行により、同法に基づく、就労支援に向けた事業や地域活動支援センターへ移行することが可能となりました。県では、これからも障害者地域作業所が担ってきた柔軟性、即応性を失うことのないよう、法定内事業へ移行する際に直面する法人格の取得等の課題、法定内サービスの対象外となる「制度のはざま」の方の受け入れなどの対応、さらには移行の条件等がすぐには整わない場合の取扱いなど、障害者の地域生活を支える障害者地域作業所が、制度の変革に対応していくようメニュー的な補助を含め今後の支援について検討しております。

（要望事項）

（5）重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1／2を維持すること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

重度障害者医療費給付補助事業については、事業の安定的な継続を図るため、県と市町村との役割分担を踏まえつつ、市町村と十分話し合いをしながら、検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

（6）路線バスの車両低床化（バリアフリー化）を促進するための国庫補助金交付要綱では、交付条件として地方公共団体の協調が求められており、県内では数市町が補助制度を有するのみという現状である。

バリアフリー化の推進のため、県においても県内市町村との調整を図り、補助制度を新設すること。

＜措置状況＞（県土整備部）

県では、公共交通の連続性・利便性の向上を含め、総合的に交通施策を推進しております。その中で、バスを中心とした地域交通については、基本的に市町村が事業者への働きかけにより計画的な取組みを行い、県は、広域的視点により、市町村の取組みに対し支援を行うものと考えております。

ノンステップバスの導入に対する支援については、県では、乗合バス事業者が平成23年3月31日までの間に、ノンステップバスを購入した場合の自動車税や自動車取得税について、その2分の1を減免するといった税制上の措置を講ずるとともに、ノンステップバスを利用しやすい環境をつくるため、歩道などの整備に努めているところであります。

なお、ノンステップバスの補助については、県内のノンステップバスの導入状況等を見ながら、県の関わり方について、検討してまいります。

（要望事項）

3 介護保険制度の充実

（1）介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分25%及び施設等給付費分20%にそれぞれ5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、国庫負担分（25%及び20%）とは別枠で措置するよう国へ働きかけること。

＜措置状況＞（保健福祉部）

財政調整交付金については、各市町村間の第1号被保険者に係る保険料の格差を是正するため、全国平均で5%相当となるように配分され、5%を下回る市町村においては、その不足分を第1号被保険者の保険料に転嫁する仕組となっております。

この保険料への転嫁を解消するため、財政調整交付金については、国庫負担分とは別枠として措置するよう、引き続き国に要望してまいります。

(要望事項)

(2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、今回の制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られ、一定の措置が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置づけをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

<措置状況>（保健福祉部）

低所得者対策については、今回の制度改正において、一定の措置が図られたものの、その内容はまだ不十分であると考えておりますので、低所得者に対する保険料や利用料の負担軽減について、国において恒久的な制度の拡充に努めるとともに、確実な税財源措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

(要望事項)

(3) 町村で一般福祉施策として実施していた施設入浴サービスを、介護保険制度下の指定居宅介護（支援）サービスとすること。

<措置状況>（保健福祉部）

入浴サービスについては、訪問入浴介護サービスや通所介護サービスにおいて、基本的に提供されているところであります。

また、県内においても、施設入浴サービスを特別給付としている市町村もあるところであります。実際の利用状況も踏まえつつ、市町村とも相談のうえ、機会をとらえ、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

(4) 介護保険法の改正により、市町村に地域包括支援センターの設置が義務づけられたが、地域包括支援センターを町村直営で運営する場合、センターに配置する医療・福祉の専門知識を有する職員の確保が困難であるので、専門職員の継続的な確保が図れるよう、県による支援策を講ずること。

<措置状況>（保健福祉部）

地域包括支援センターの専門職の確保については、地域包括支援センター運営協議会の協力なども得ながら、同センターの設置主体である市町村において、適切な人材を確保すべきものと考えております。

県では、介護基盤の整備として、介護に必要な人材の養成を「かなかわ高齢者保健福祉計画」に基づき、計画的に進めるとともに、地域包括支援センターに配置される職員の資質の確保・向上のための研修等により、支援してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(5) 地域支援事業のメニューから除外される事業であっても、町村が独自に継続していくものについては、国又は県による財政支援措置を講ずること。

<措置状況>（保健福祉部）

地域支援事業の対象から外れた事業については、既に一般財源化されていることから、これに対する補助金等の財源確保は、困難であると考えております。

(要望事項)

4 シルバー人材センター等振興補助金について

高齢化社会の進展に伴い、シルバー人材センター等の役割は今後ますます重要になりますが、特に団塊の世代の一斉退職を迎えることに伴い、会員の大幅な増加に対応した体制の充実や事業規模の拡大が必要になるなど、運営は大変厳しい状況にあります。

県補助金については、平成15年度から補助限度額の引下げが実施されました。実情を十分に理解されたうえ、今後、補助金について基準の引下げなどを行わないよう強く要望します。

<措置状況> (商工労働部)

シルバー人材センター等事業振興補助金のうち、各町村が設置する高齢者事業団に対しては、法人化の促進を図る中で、補助金は当面継続することとしており、平成19年度予算においても、平成15年度の補助限度額を維持することとしております。

(要望事項)

5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全国的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、母子加算廃止、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

生活保護制度における級地区分の是正については、地域の実情に即した見直しを行うよう、国に要望しております。今後とも、市町村と連携し強く要望してまいります。

母子加算の廃止、生活保護基準の引下げについては、国における検討状況に関する情報の収集を行っております。今後、検討の動向を見ながら、必要に応じて国への要望を含めて対応してまいります。

生活保護制度は、本来、国が責任を持って実施すべきものであり、また、国庫負担率の引下げは生活保護行政の適正な運営に重大な支障を来しかねないことから、生活保護費の国庫負担金については、現行の負担率を維持するよう、引き続き国に要望してまいります。

6 保健医療対策の充実

(要望事項)

1 地域医療体制の充実について

(1) 平成16年4月から開始された新医師臨床研修制度の実施によって、研修医が大学の医局に在籍する数が大幅に減少し、大学病院では地方に派遣していた医師を呼び戻す現象が現れ、この結果地方の病院では医師の不足により診療科目を減少させるなど、患者の不安は深まるばかりで、災害時の拠点病院の機能を保つことができないことも予想されている。このため、新医師臨床研修制度の見直しと、地域医療体制の充実強化を国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

新医師臨床研修については、厚生労働省令により、施行後5年以内に臨床研修の実態及び状況を踏まえた検討を行い、必要な措置を講ずることとされておりますので、国の動向を見守ってま

いりたいと考えております。

また、県では、特定の診療科において医師不足が生じていることから、「平成19年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、適切な地域医療体制を確保できるよう、国において医師の就業環境を改善するための措置を取るなど、抜本的な医師確保対策を講ずること等について働きかけております。

(要望事項)

(2) 少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てが出来る社会を創るため、産科・婦人科・小児科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図る施策を推進するよう、国へ働きかけること。

<措置状況> (保健福祉部)

県では、産科・小児科など特定の診療科において医師不足が生じていることから、「平成19年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、適切な地域医療体制を確保できるよう、国において医師の就業環境を改善するための措置を取るなど、抜本的な医師確保対策を講ずること等について働きかけております。

(要望事項)

2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化社会の問題が叫ばれて久しい中、昨年、日本の総人口が減少に転じました。これは社会活力の低下や社会保障制度の維持などが懸念されるためであり、少子化対策の拡充が急務とされています。子育て支援策の一つである小児医療費の助成については、町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容もそれぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このため、県の補助制度について、補助対象年齢の引下げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな助成制度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

<措置状況> (保健福祉部)

本制度については、平成15年4月から通院助成対象年齢の引上げや市町村の財政力等に応じた補助率の見直し等を行ったところですが、平成17年8月、全市町村からの要望も踏まえ、市町村と県とで構成する「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、通院対象年齢等、本制度のあり方について現在検討しているところあります。また、引き続き国に対し小児医療費助成制度の創設を要望してまいります。

(要望事項)

3 保健・予防事業に対する財政支援について

三位一体改革を受け、平成17年度から母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本21の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっていくことが見込まれます。

つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

保健事業については、市町村は住民に一番身近な自治体であり、地域における住民の健康づくりの推進役であることから、市町村が事業を円滑に実施できるよう、県では平成13年2月に策定した「かながわ健康プラン21」に県民が取り組む健康づくりの目標として「かながわ健康10か条」として取りまとめるとともに、「かながわ健康プラン21推進会議」を設置し、プランの推進をとおして市町村の健康づくりの環境整備を図っております。

また、定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する医療給付費等負担金減額措置の廃止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児（就学時前）の医療費助成、ひとり親家庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの事業に伴う国保の財源である国庫負担金の減額措置については、廃止するよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

障害者、ひとり親家庭等を対象とする地方単独事業が地域福祉に果たす役割は大きいことから、引き続き、国庫負担金減額調整の廃止について国に要望してまいります。

（要望事項）

5 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞いたうえで実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

定期予防接種に係る費用負担については、全国的な問題でありますので、全国衛生部長会を通じて、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

6 合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度の継続について

合併処理浄化槽の設置整備事業に係る県補助金については、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の実施に合わせ、見直しが行われているところであり、見直し内容の中には、神奈川県生活排水処理施設整備構想において下水道による処理を行う地域として定めた箇所で実施する補助事業の廃止、浄化槽による処理を行う地域として定めた箇所における補助対象事業の絞込み等が盛り込まれています。

しかしながら、下水道による処理を行う地域として定めた箇所の中には、流域下水道の事業認可が得られていない箇所が存在すること、新たに事業認可が得られても、地勢上、下水道への接続が困難な地域が存在すること、また、浄化槽において処理を行う地域として定めた箇所における補助対象事業の絞込みについても、地域の状況を踏まえた弾力的な対応が必要であることから、引き続き現在の補助制度を維持するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

県の財政状況は大変厳しいものがありますが、今後とも合併処理浄化槽の整備を推進するため、より効率的で効果的な仕組みを市町村と協議しながら支援に努めてまいります。

なお、平成19年度については「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の対象地域以外では現行制度を継続することとしております。

（要望事項）

7 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途をたどっており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理にかかる補助制度の創設を要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

ご要望の点について、県において制度化することは諸般の事情から困難ですが、高度浄水施設整備や水道管路近代化推進事業などについては、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところです。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

（要望事項）

8 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める安全でおいしい水の供給を確保していくうえで、人体に有害な鉛が溶け出す鉛製水道管・水道メーター器の取換工事は、水質基準の強化とも相まって早急に実施する必要がある重要な事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の嵩上げは大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を再度要望します。

＜措置状況＞（保健福祉部）

ご要望の点について、県において制度化することは諸般の事情から困難ですが、鉛製の導水管、送水管、配水管の更新事業については、国庫補助制度がありますのでその活用をお願いしているところです。なお、国庫補助については、採択基準に満たない事業者もありますので、すべての水道事業者に対して確実な税財源措置を講じるよう国に要望してまいります。

7 中小企業・観光振興対策の推進

（要望事項）

1 中小企業者のISO認証取得に要する経費等に対する補助制度の新設について

日本をはじめ欧米各国の企業においては、激しい企業間競争に生き残るため、ISO認証取得が不可欠となっています。

中小企業者の技術力や経営管理能力を高め、体质強化を図ることによって国内外の競争力を向上させるため、中小企業者がISO9000・14000シリーズ等のISO国際認証を取得する際に審査登録機関に支払う経費等に対して、県の補助制度を新設するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

企業間競争に生き残ることのできる中小企業の育成は重要であり、その手段として中小企業者がISO取得に取り組むことは大変重要な意義を持つものと考えております。

そこで県では、中小企業者の環境経営を促進するため、環境マネジメントシステムである I S O14001認証取得の推進を図っております。

具体的には I S O14001の概要や県の I S Oの取組み内容などをホームページ「神奈川の I S O」で公開し、産業技術センターでは I S O14001審査登録を目指す中小企業に対する相談事業を実施しているほか、必要に応じて「技術アドバイザー」を派遣しております。

ご要望の I S O認証取得経費に対する補助制度については、現在のところ創設する予定はございませんが、今後も I S Oだけでなく、中小事業者向きの環境マネジメントシステムであるエコアクション21等にも範囲を拡大して認証取得に向けた支援を行い、中小企業者の環境経営の促進を支援してまいりたいと考えております。

(要望事項)

2 県内統一デザインの観光案内標識等の設置について

昨年度の要望に対する措置状況の回答によれば、外国人観光客受入のための観光案内板整備については、国が取りまとめた「ガイドライン」を基に整備を進めていく考えとのことですが、新たな設置基準の策定やその普及に当たり、県内各市町村との調整を図りながら、早急に推進するよう要望します。

<措置状況> (商工労働部)

県内統一デザインによる観光案内標識等の整備については、平成17年6月に国の「観光活性化標準ガイドライン」が策定されたことを受け、近隣都県及び県内市町村の案内標識の基準について状況を調査したところ、都道府県単位で設置基準を設けているところは少なく、一方、県内には、既に基準を策定している市町村があるほか、今後、国のガイドラインを踏まえた整備を予定する市町もありましたことから、県として新たな統一的な設置基準を策定することは困難であると考えております。

なお、国が取りまとめた「ガイドライン」の普及に向けて、県内市町村、観光事業者等に広く働きかけてまいりたいと考えております。

(要望事項)

3 国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中には障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

<措置状況> (保健福祉部・環境農政部・県土整備部)

福祉の街づくり条例の整備基準において、車いす使用者などの障害者や子どもを連れた方をはじめ、だれもが利用しやすいトイレを「みんなのトイレ」と位置付け、公共的施設への設置を義務付けております。「みんなのトイレ」の設備については、オストメイト対応の洗浄装置の設置が「望ましい水準」とされているため、県立都市公園や道の駅等の公衆トイレについて、今後、対応等の検討を行ってまいります。

8 都市基盤整備の推進

(要望事項)

1 建設残土等の不法投棄に係る監視体制の強化について

不法投棄の建設残土や廃棄物の多くは市町村域を超えて都市部から山間部に持ち込まれている

現状を踏まえ、広域的な視点から、特に山間部を抱える地域の監視体制強化を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部・環境農政部）

建設残土の不法投棄については、これまでにも不法投棄の早期発見と早期対応のため建設発生土監視担当を配置して全県内で監視パトロールを実施しており、その結果、近年は大規模な残土の不法投棄は発生しておらず、現在の監視体制が十分効果を上げていることから、引き続き現体制による監視を実施する中で、パトロール方法の改善等により監視強化を図ってまいります。

また、廃棄物の不法投棄についても、市町村との合同パトロールや警備会社への委託パトロールの実施、不法投棄非常勤監視職として県警察OB 4名の配置など監視体制の強化をするとともに、平成14年度からは、山間部等にも対応できるソーラーシステムを搭載した監視カメラを導入しております。

さらに、不法投棄を許さない地域環境づくりの推進等のため、平成19年4月から「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」が施行されるところであり、今後とも、地域社会が一体となった不法投棄防止対策への取組みを強化するとともに、悪質な不法投棄事案については、県警察との連携を図りながら厳正な対応を講じてまいります。

（要望事項）

2 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

（1）公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

（2）収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡取得税の特別控除額の引上げと税率の軽減

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

（3）相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地の公共用地への提供について、特例措置による納税の免除

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、引き続き国に要望してまいります。

（要望事項）

3 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、未だ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路（国道及び県道）の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路については、別表「道路整備箇所表」の新設、改良等、整備の促進を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

道路の整備については、地域の実情を踏まえつつ、緊急性や投資効果等を総合的に勘案して、地元の協力を得ながら推進してまいります。

.....

(要望事項)

4 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、別表「河川整備箇所表」について改修、復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が続出しているので、管理者として積極的に対処するよう強く要望します。

<措置状況> (県土整備部)

ご要望の点については、今後とも、整備の推進に努めてまいります。

また、河川敷へのゴミの不法投棄と枯草火災対策に対しては、パトロールの実施や防止看板・柵の設置等による未然防止対策と、散乱ゴミの撤去等による原状回復対策を地元の協力を得ながら進めております。

.....

(要望事項)

5 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

生活環境の安全を図るため、県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進を図るよう特段の配慮を要望します。

また、町村部には未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているので、住民の安全確保のため、これらの公共事業採択基準の緩和について国へ働きかけるとともに、採択基準に合致しない地区についても早急な調査を要望します。

<措置状況> (県土整備部)

崩壊防止工事については、住民の方々及び関係市町村の協力を得て、危険度の高い箇所から順次整備を推進してまいります。

また、公共事業採択基準については、危険区域の指定基準であるがけの高さ5m以上・保全人家5戸まで緩和されるよう、国に対し引き続き働きかけてまいります。

9 教育振興対策の推進

(要望事項)

1 義務教育の水準確保とその財源保障について

三位一体の改革が進む中で、地域格差の問題が浮上していますが、しかし、義務教育においては全国一律の水準確保が必要です。

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけていただきたいと要望します。

<措置状況> (教育局)

義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る義務教育制度の重要な根幹をなす制度であり、現行制度のもとでは、対象範囲を堅持するとともに、地方の裁量権がより拡大されるよう、平成18年7月28日に県として「平成19年度国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、国に要望しております。

平成17年11月30日に政府・与党から示された「三位一体の改革について」では、義務教育制度

については、「その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は3分の1とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。」こととされ、「また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等のあり方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する。」こととされました。

今後は、税源移譲が確実に実施されるよう、また、現行制度においては国庫負担対象範囲が引き続き堅持されるよう、国に働きかけてまいります。

(要望事項)

2 幼、小、中学校の安全な環境の確立について

学校施設内への不審者の侵入や、登下校時における事件等が全国各地で多発している中、学校の安全な環境を確立することは、子どもたちが安心して授業に集中し、学力向上にも貢献できるものと思われます。

現在は、各市町村がそれぞれで防犯対策を講じていますが、どこまでが十分な対策であるか苦慮している状況です。

このため、幼・小・中学校の安全対策の具体的かつ統一的な基準のもとで実施が可能なシステムづくりと、これを実施するための財政支援を国に働きかけるよう要望します。

<措置状況> (教育局)

県では、各学校で地域の実情に応じたマニュアルを作成してもらうために、平成17年3月「学校の安全管理マニュアル作成のための手引き」を作成し、県内のすべての公立学校に配布しております。

また、現在、市町村を対象に実施している国の委嘱事業である「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」について、平成19年度はスクールガード・リーダーを増員するなど、当該事業の拡充を図っていく予定であります。

なお、安全対策の統一的な基準、システムづくりとそのための国への財政的支援の働きかけについては、各地域でそれぞれ状況が異なることから難しい面もあるものととらえており、それぞれの地域における実効性のある取組みが最も重要であると考えております。

(要望事項)

3 校舎、体育館等耐震化事業の推進について

町村では、耐震性の劣る小・中学校の校舎及び体育館を順次整備する計画を立て、その整備を進めています。

ところが、平成18年2月に、突然、従来の補助金制度が交付金化される旨の連絡があり、しかも、その交付金額は当初計画で補助金として予定をしていた金額の半分程度ということでした。このため、今後の整備計画の推進に大きな支障をきたしています。

子どもたちの安全を守るための事業であるので、計画どおり施工できるよう制度の改正を要望します。

また、県立高校施設の耐震化工事を早期に実施するよう、併せて要望します。

<措置状況> (教育局)

「安全・安心な学校づくり交付金」は、平成18年度から国が従来の公立学校等施設整備費補助金に替わって創設したものです。

当該交付金の算定方法ですが、従来の補助金の算定方法である事業に要する経費に事業ごとの補助率を乗じた額の合計と、事業ごとに定められた単価と改修等を行う面積を乗じた額に事業ごとの算定率を乗じた額の合計を比較して、いずれか少ない額を採用するものです。

交付金の算定方法による額が従来の補助金の算定方法による額を下回るとは限らず、平成18年度の事業では、交付金の算定方法による額が従来の補助金の算定方法による額を上回る場合があ

り、その際には、従来の補助金の額が交付額となっております。

「安全・安心な学校づくり交付金」には、従来の補助金にはなかった、交付金の範囲内で自由な事業選択ができること、事業の進捗状況に応じ事業間の融通や年度間の事業量の変更ができるここと等のメリットがあり、また、交付額が必ずしも従来の補助金額を下回るものではないこと等から、制度発足間もない当該交付金制度の改正は、現時点では難しいものと考えております。

なお、県の学校施設の耐震補強工事は、校舎棟を対象に、高校改革再編対象校・養護学校を優先実施し、その他の学校については、毎年度2棟程度の工事に取り組んでおり、地震防災対策強化地域内の鉄筋コンクリート造校舎棟の大規模耐震補強工事がほぼ完了しております。

(要望事項)

4 幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1に近づけるよう、国への働きかけを要望します。

<措置状況> (教育局)

幼稚園就園奨励費補助金については、補助制度の目的が十分に達成できるよう充実が図られることが必要であると考えており、この点について、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて、国に要望しているところであります。

(要望事項)

5 少人数学級編制の実現について

国の学級編制基準見直しの動きが伝えられていますが、児童生徒指導上の課題や学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、引き続き学級編制基準の引下げを国に働きかけるよう要望します。

併せて全国的な少人数学級編制への取組みを踏まえて、県として少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を引き続き要望します。

<措置状況> (教育局)

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、40人を基本としておりますが、平成16年度から市町村教育委員会と連携し、国の義務教育費国庫負担制度の弾力化の一環として研究指定校という形で小学校第1学年を対象に一部の学校において35人学級編制を行っております。

また、平成17年度については、引き続き小学校第1学年を対象とするとともに、平成16年度の研究指定校については、少人数学級で指導されてきた1年生が第2学年進級に際し、同じ学級規模で指導ができるよう第2学年に対象を拡大しました。

さらに、平成18年度には、小学校第2学年において、平成17年度の研究指定校以外の学校でも第2学年進級時に学級減となる場合を新たに対象としたところであります。

平成19年度については、中学校第1学年への拡大等を行ってまいります。

なお、少人数学級については、研究指定校以外でも小中学校の全学年において市町村ごとの定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断と責任において実施することが可能となっております(平成15年10月1日付け各市町村教育委員会教育長あて神奈川県教育委員会教育長通知)。

(要望事項)

6 教育指導体制の充実について

(1) 県単独措置としての充て指導主事については、県と市町村の役割分担などの観点から、市分については平成19年度で廃止の方向とされているが、小規模町村については、教育有資格者

の採用という問題や財政状況等を踏まえると、独自での配置は現実的に困難である。学校現場に精通した指導力によって学校教育事業の充実が図られ、大きな成果となって表われていることからも、引き続き町村分への当該制度を継続すること。

＜措置状況＞（教育局）

市町村教育委員会の充て指導主事については、当該市町村教育委員会が配置することとなっておりますが、県では、国からの定数のほかに、県単独で児童・生徒指導の充実のため、各市町村の実情に応じて充て指導主事を配置してきたところであります。

しかしながら、現在、配置している充て指導主事については、国は削減の方向にあり、県の財政状況、県・市町村間の役割分担などの観点から、市分については平成19年度までに全廃する予定です。

なお、町村分については、現在の厳しい財政状況の下、国の充て指導主事の定数の削減動向を注視しつつ、対応を検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

（2）教員と異なる専門性を持つスクールカウンセラー派遣事業は、生徒や保護者にとってだけでなく、教員の相談など、臨床教育学の推進のうえで、大きな成果を上げています。

このようなことから、本年度から短縮されたカウンセラーの派遣時間を従来どおりの8時間勤務とするとともに、派遣日数の拡大など、制度を拡充すること。

＜措置状況＞（教育局）

公立中学校のスクールカウンセラーについては、平成17年度より政令市を除いた全校220校（3学級以上の中学校）に配置しており、中学校区内の小学校にも対応しております。

また、児童生徒指導室内にスーパーバイザー1名を配置し、スクールカウンセラーが多忙である等の理由で対応できない場合や、緊急事案へ対応するとともに、校内研修や教職員へのレクチャーなどにも対応しております。

スクールカウンセラーの配置の拡充等については、今後も引き続き、機会をとらえて国に要望してまいります。

（要望事項）

（3）国際理解教育の一環として外国人英語指導助手による授業を行っているが、これは市町村の単独事業となっている。国際理解教育のニーズが今後ますます高まる状況の中で、事業内容の一層の充実を図るため、県の補助制度を創設すること。

＜措置状況＞（教育局）

現在、小学校英会話活動については県内20校に研究委託し、実践を進めておりますので、今後、その研究成果の他校への普及を図るなどの支援を進めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

7 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「今後の特別支援教育の在り方について」において、従来の「特殊教育」から、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒も含め、一人ひとりに適切な教育的支援を行なう「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制の整備が提言されました。現状においては、教員の加配等もないことから、特別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図るうえで、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を国に働きかけるよう要望するとともに、県においても人的、財政的支援策を講ずるよう要望しま

す。

＜措置状況＞（教育局）

特別支援教育の推進のため、県立公立小・中学校における教育相談コーディネーターの指名を推進するとともに、新たに特別支援教育講師（非常勤）を配置することにより、多様な教育的ニーズに応じた教育相談と校内支援体制の充実を図るとともに国の特別支援教育支援員の配置等について、国の動向を注視してまいります。

特別支援教育については、全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて、必要な措置を講ずるよう、国に要望しているところであります。

（要望事項）

8 絶対評価を基本としながら県下統一テストなどの相対的評価を加味した高校入試選抜制度の実施について

平成8年度まで実施していた学習検査（アチーブメント・テスト）を、入試選抜の資料としないこととした経緯については、理解しています。

しかしながら、公立高校の入試選抜制度の県民に対する信頼性と公平性の理解をより確かなものにするため、絶対評価を基本としながら県下統一テストのような相対的な評価を加味することを検討するよう要望します。

＜措置状況＞（教育局）

中学校における県下統一で実施するような学習検査などの結果を選抜の資料とすることについては、県では、第2学年で実施した学習検査（アチーブメント・テスト）の結果を、平成8年度の入学者選抜まで選抜に資料として使っておりました。

しかし、学力検査が実質的に二度あることにより、学校選択をする際に、第3学年段階における生徒の興味・関心や、学習検査の結果を生かした第3学年での学力伸長を考慮すると、第2学年で実施する学力検査を選抜資料として位置付けることには適していないこと、さらに保護者の転勤等に伴って本県の公立高校を受験しようとする県外出身者との公平性の点からも問題があると考え、平成9年度入学者選抜から資料としないこととしました。

こうした経緯を踏まえると、県下統一で実施するような学習検査を選抜の資料とすることは難しいと考えております。

なお、平成17年春及び平成18年春実施した選抜制度についてのアンケートの結果を踏まえ、統一的な客観テストとの比較により、絶対評価の精度を高めることについては、今後検討してまいりたいと考えております。

（要望事項）

9 社会教育施設及び生涯学習施設の新設、改築等に対する財源措置について

住民が生涯を通して自己学習し続ける社会の実現のために、住民の幅広い学習活動を支える基盤としての社会教育施設は大きな役割を担っており、今後も高齢化社会や、情報化社会が進展する中、生涯学習の振興を図る上で重要な役割を担うことになります。

しかしながら、生涯学習基盤の充実及び社会教育施設の充実等を図るには、町村単独の取組では財政的に厳しい状況です。このため、これらの施設等整備のために必要な財政措置を講ずるよう国へ働きかけるとともに、県においても市町村振興補助制度の補助対象事業の拡大など、さらなる拡充を図るよう要望します。

＜措置状況＞（教育局）

県では、全国都道府県教育委員長協議会及び全国都道府県教育長協議会の「国の施策並びに予算に関する要望」をとおして、国に生涯学習及び社会教育の振興・充実について働きかけております。

また、生涯学習の拠点整備に対する県の財政的支援については、「市町村振興メニュー事業補助金」の中の「生涯学習施設整備事業」により対応を図っているところであり、生涯学習施設整備単独の助成は、厳しい財政状況から、現在のところ困難であります。

(要望事項)

10 国指定史跡の整備事業等における県費補助の確保について

町村は、国指定史跡の整備事業を推進するうえで、国庫補助事業を活用していますが、県は国庫補助対象経費から国庫補助額を控除した額の3分の1以内を補助することとなっており、国指定史跡の整備事業に対する県補助額は満額に対し著しく圧縮されていて、町の財政負担が増大しています。国指定史跡の整備事業を推進していくために、要綱に示す限度額（満額）に可能な限り近づけるよう要望します。

＜措置状況＞（教育局）

国指定分の随伴補助については、緊急性等を考慮しつつ、公平な補助率を確保するよう努力しております。

今後とも、補助事業に係る市町村とのヒアリング等の機会を活用し早期の情報提供を図るとともに、予算確保等に努めてまいります。

III 地域要望

1 三浦半島地域

(要望事項)

(1) かながわ海岸美化財団への負担金の見直しについて

現在、相模湾を中心とする海岸における総合的な海岸美化の推進については、「財団法人かながわ海岸美化財団」により実施されています。

また、海岸美化清掃事業を推進するための清掃負担額については、「財団法人かながわ海岸美化財団の設立に関する合意書」に基づき、設立者である神奈川県と市町により協議・調整することとなっています。しかし、運用にあたり一部「合意書」と異なる点があるため、「合意書」を遵守するよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

(財)かながわ海岸美化財団が実施する海岸清掃事業に対する県及び関係市町の負担金額については、これまで(財)かながわ海岸美化財団が県及び関係市町と個別に年間の清掃計画を協議する際にあわせて確認をしてきたところですが、負担金額に大幅な変動が生じる場合は、県・市町との会議において調整しているところあります。

(要望事項)

(2) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となって推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において「国営公園連携地区」と位置づけられていますが、このうち特に良好な自然環境を有する地域については「近郊緑地特別保全地区」に指定し、保全することが適切であること、あわせて国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のため、県の所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の回答を期成同盟会から受けており、このため葉山町としても町の緑の基本計画の改定を平成17年度に行い、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置づけたところです。

今後、指定区域の検討作業、関係機関との調整等、具体的な指定作業を推進するよう要望します。

<措置状況> (環境農政部)

平成18年3月に策定した「神奈川みどり計画」においても、二子山地区を国営公園連携地区として保全を図ることとしております。

今後、国営公園の指定に向けた進捗状況を踏まえ、関係機関との調整等を進めてまいります。

(要望事項)

(3) 放置ヨット・ボート対策について

葉山海岸をはじめとする三浦半島の海浜には、多数のヨット・ボートが放置されており、海岸全体の景観を損なうばかりでなく、海浜利用者に迷惑を及ぼすなど、イメージの悪化を誘発しています。

つきましては、良好な海岸環境を保全するため、海岸管理者である県により啓発活動等の早急な強化充実を引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

葉山町内の森戸海岸にありました放置ボート等については、葉山町との対策検討部会を設置し協働して取り組んだ結果、平成18年11月中にはすべて撤去することができました。

ヨット、ボートを長期間にわたり放置することは、海岸における自由使用を妨げるだけでなく、海岸保全施設を損傷させる恐れもありますので、これらのヨット、ボートについて、所有者に自主的な撤去をお願いしたり、放置をしないよう看板の設置等の啓発活動を行っているところあります。

また、三浦半島全体については、平成18年度から横須賀三浦地域県政総合センターが中心となって、同地域における横断的な対策が検討されているところであり、この場を活用して海岸管理者の立場から可能な範囲で、地元市町と連携・協働して対応してまいりたいと考えております。

2 湘南地域

（要望事項）

（1）（仮称）湘南台寒川線の整備推進について

（仮称）湘南台寒川線は、藤沢市の湘南台方面と寒川町の北部地域を結ぶ東西幹線道路で、両地域を連絡するとともに、現在相模川沿いに計画されていて銳意整備工事が進められている自動車専用道路「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として、県の「かながわ交通計画」に位置づけられている道路です。

さらに、当該道路は、現在県並びに関係市町で進めている東海道新幹線新駅誘致に伴うツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路であり、まさに広域的な交流連携に大きく貢献する道路です。

当該道路につきましては、現在、町においてルートに対する関係機関との調整を行い、早期の都市計画決定を目指しているところですが、当該道路の位置づけ等を考慮し、整備につきましては、県にお願いしたいと考えています。

つきましては、当該道路の機能等に特段のご理解をいただき、早期整備に向けた積極的な取組みを引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

（仮称）湘南台寒川線については、都市計画決定に向けて、地元市町が主体となって、ルート・構造等の検討や調整が行われているところあります。

こうした取組みの進捗を見ながら、整備主体や、整備手法などについて、市町と調整を行ってまいります。

（要望事項）

（2）西湘バイパス下り線ランプの設置及び無料化について

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な問題があると認識していますが、国道1号の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、橋インター下り線ランプを視野に入れた整備を引き続き中日本高速道路株式会社へ働きかけるよう要望します。

さらに西湘バイパスは、二宮インターから東側が国道1号のバイパスと位置付けられているため通行料が無料扱いとなっていますが、下り線は二宮インターに下りランプがないため下りることが出来ず、料金所を通過して国府津インターまで走らなければならないのが現状となっています。

また、この地域の国道1号は慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運行が難しくなってきていることから乗降客が減り、路

線バス等の規制緩和とあいまって路線バスの廃止に拍車をかける要因にもなっています。そこで、国道1号の渋滞緩和など円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間だけでも無料にしていただきたいと願っています。

つきましては、実情を理解いただき、早期の対策を講ずるよう中日本高速道路株式会社への働きかけを引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の西湘バイパス橋インター下り線ランプの設置及び無料化については、中日本高速道路株式会社より、現地の状況や事業計画の観点から早急な対応は困難であると聞いておりますが、国道1号の混雑緩和及び交通網の整備の観点から、要望の趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

（要望事項）

（3）小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いている。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどと考えられます。

周辺市町の都市化に伴って交通車両が増大していることや、さらに当該地と近接する小田原市や中井町では大規模開発計画が予定されていることなどから、ますます交通量の増加が予測される事態です。

つきましては、これらのこと考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の観点から、交通車両が円滑に走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう中日本高速道路株式会社への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の小田原厚木道路の二宮インターの改良及び新規インターの設置については、その趣旨を中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

（要望事項）

（4）葛川河川改修促進について

水系の県管理河川は、県の重点整備河川として改修工事が継続的に進められているところですが、流域の宅地化等に伴い土地利用の状況が変化し、加えて河川の狭小あるいは未整備により近年たびたび葛川と不動川で溢水が起きており、さらに河口付近では降雨時の溢水と地震の津波による被害が懸念されています。また、葛川では隣接する県道秦野二宮線の道路改良工事計画に伴い道路排水能力が向上する見込みもあり、この道路排水の受け皿になる葛川の河川改修は急務となっています。

一方、環境的な面から河川の清流を取り戻そうという民間レベルの活動も活発化してきており、行政としての関わり方も非常に多様なものとなってきています。

つきましては、河川の改修については、親水護岸等の環境整備に配慮した改修事業の一層の促進及び県の砂防指定区間未改修部分の早期整備について特段の配慮をお願いします。また、葛川整備計画を推進されるに当たっては、関係町の意向が十分に反映されたものとなるよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の葛川の河川整備については、地元の意向が反映されたものとなるよう、関係町との連

絡調整に引き続き努めてまいります。

なお、葛川の砂防区間の再改修の計画は現時点では持っておりません。

3 県西地域

(要望事項)

(1) 花と水の交流圏づくり推進事業の事業継続又は同補助事業に替わるメニューの創設について

「花と水の交流圏づくり推進事業」は、県西地域の活性化を図るため、県と県西地域の2市8町が役割分担をしながら、「花」や「水」をテーマに観光・交流スポットや散策路などの整備を進め、併せて県・市町・観光協会・交通事業者などで「花と水の交流圏づくり推進協議会」を組織し、ホームページの運営や広報紙や圏域マップの発行、イベント開催など多様な取組みを行っています。また、この事業は、「神奈川力構想・プロジェクト51」の戦略プロジェクト「45 交流・連携による県西地域の活性化」に位置づけられた事業であり、観光交流により地域活性化を図ろうとする県西地域で重要な取組みとなっています。

昨年度の県への要望に対する措置状況において、「当該事業は18年度までの時限事業となっているため、19年度以降の対応については、今までの成果を踏まえつつ、検討してまいります。」との回答を得て、現在、事務レベルで検討会を設置し、検討を重ねているところです。

つきましては、引き続き、県西地域2市8町の「自然・歴史・文化」等の資源を生かした地域の活性化に必要な施設整備を行っていきたいと考えていますので、同補助事業の継続・拡充、又はそれに替わるメニューの創設を要望します。

<措置状況> (企画部)

「花と水の交流圏づくり推進事業」は、県西地域の活性化を図るため、花と水にちなんだ地域資源が豊かであるという地域の特色を生かし、「花」と「水」をキーワードにした観光・交流スポットや散策路等の整備を進め、それらをネットワークさせるとともに、地域の統一したイメージを創造・発信することにより、交流人口の増加や回遊性を高めることを目的として、平成13年度から取組みを進めております。

当該事業は平成18年度までの時限事業であるため、平成18年4月に、県と関係市町で構成する「花と水の交流圏づくり施策・事業検討会」を設置し、これまでの取組みの評価や今後の対応について検討しております。

なお、平成19年度については、引き続き事業を実施しつつ、県西地域の活性化を図るため、事業のあり方についてさまざまな可能性を探りながら、検討を進めてまいります。

4 足柄上地域

(要望事項)

(1) 厚木秦野道路（国道246バイパス）の秦野区間の早期事業化及び延伸計画について

国道246号は、1市5町（秦野市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町）における重要な幹線道路ですが、特に秦野区間（約10km）は恒常的な渋滞が続いているため、地域住民の日常生活や経済活動に多大な影響を及ぼしています。

平成8年に都市計画決定がなされた国道246号バイパス（厚木秦野道路）の建設事業は、通過交通の円滑化と地域の生活環境の改善、さらには産業・経済の発展に寄与する重要なプロジェクトであり、さらには第二東名とのネットワークの一翼を担う地域高規格道路です。既に厚木市や伊勢原市の一部区間においては建設事業が進められていますが、秦野区間においては事業化が遅れています。

つきましては、1市5町住民の生活利便の向上と産業・経済活動の発展のため、国道246号バイパス秦野区間の早期事業化を図るよう、国への特段の働きかけを要望します。

また、第二東名自動車道及び国道246号バイパスの事業化に伴い、秦野西インターチェンジ(仮称)以西の円滑な交通確保のため、バイパスの延伸計画及び大井松田インターチェンジへの連絡道路の計画を早急に確立するよう国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の国道246号バイパスの秦野市区間については、「（仮称）国道246号バイパス（秦野地域）整備調整会議」を平成17年度に設立し、国、県、秦野市、中井町が委員となり、早期整備に関する検討・調整を行っております。

今後も引き続き、この整備調整会議において検討・調整を進めるとともに、当該区間の早期事業化と事業の着実な推進について、国に働きかけてまいります。

また、県では、当面、未事業化区間の事業化及び事業化区間の整備促進が重要であると考えておりますが、秦野西インターチェンジ(仮称)以西の延伸及び大井松田インターチェンジへの連絡道路の計画の要望については、国へ伝えてまいります。

（要望事項）

（2）都市計画道路和田河原・開成・大井線の全線建設の促進について

都市計画道路和田河原・開成・大井線は、主要地方道（小田原山北線）と国道255号を結ぶ広域的な幹線道路として重要な役割を担っており、県新総合計画「神奈川力構想・プロジェクト51」に位置づけられ、平成16年度に県道怒田開成小田原線から酒匂縦貫道までの区間にについて事業化に向けた調査設計費が計上され、平成17年度には詳細設計、平成18年度には建設が開始されます。

また、当該道路は、特に周辺交通の渋滞の解消、暮らしの利便性の向上、都市防災機能の強化、さらには足柄地域経済の活性化等、建設されることによる効果は多大なものがあり、酒匂川2号橋区間だけではなく、全線を考えた道路建設が不可欠です。

つきましては、都市計画道路和田河原・開成・大井線全線の県施工による早期建設を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

和田河原・開成・大井線については、県道720号（怒田開成小田原）から、酒匂縦貫道路までの区間を、平成16年度に事業化したところであり、地元のご協力を得ながら、まずは、この区間の事業推進に努めてまいりたいと考えております。

（要望事項）

（3）酒匂川左岸縦貫道路の延伸について

酒匂川左岸縦貫道路は国道255号及び国道246号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画され、既に小田原市から大井町まで計画決定され一部供用が開始されています。しかし、松田町から山北町の大口橋までの区間は計画に位置づけがされていません。そこで、山北町では松田町と共同で「酒匂川左岸道路北部延伸構想策定調査」を実施し、北部延伸の必要性を強く訴えているところです。

つきましては、国道246号の慢性的な交通渋滞の解消を図り、地域経済の活性化を促すため、松田町から山北町までの延伸について「かながわ交通計画」に位置づけをし、早期実現を引き続き要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の点については、「かながわ都市マスターplan」などの見直しにあわせ、「かながわ交通計画」を見直していく際の参考とさせていただきます。

5 足柄下地域

(要望事項)

(1) 神奈川県土地利用調整条例の適用対象面積の変更について

良好な自然環境を有している足柄下郡3町では、非線引き白地地域においては開発行為を抑制する方針を前提として秩序ある土地利用の確保に努めています。また、神奈川力構想・地域計画においても、西湘地区の将来像を「いきいき観光交流都市・西湘～豊かな自然、歴史や文化が支える”やすらぎと活力あふれるまち・西湘”をめざして～」と位置づけており、豊かな自然が残る白地地域を開発圧力から守ることは神奈川力構想とも合致していると思われます。

その中で、神奈川県土地利用調整条例による土地利用の調整システムは、適正な土地利用の誘導に対し高い効果を発揮しており、町単独で同様の効果を持続することは非常に困難です。

このような足柄下郡3町の特性を考慮していただき、平成15年度に県企画部土地水資源対策課において「神奈川県土地利用調整条例の附則第2項」の変更に係る「足柄下郡3町については、当面3年間、3,000m²から土地利用調整条例の対象とする」との見直しをしていただきましたが、「当面3年間」ではなく、足柄下郡3町を地域指定し、3,000m²から土地利用調整条例の対象とするよう本則に規定していただきたいと要望します。

＜措置状況＞（企画部）

土地利用調整条例では、1ha以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けておりますが、非線引き白地地域等における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000m²以上に引き下げております。この条例の趣旨としては、県が広域的な立場から直接に関与すべきものとしては1ha以上の大規模な開発を対象とし、それ未満の開発計画については、個別法令による規制を除き、市町村の考えを尊重して自主的・主体的なまちづくりに委ねることとしておりますことから、経過措置を条例本則に規定することは考えておりません。

なお、経過措置については、ご要望の趣旨を踏まえ、当該町村と十分調整してまいります。

(要望事項)

(2) 神奈川県立小田原養護学校の分教室と就学前障害児童通園施設の併設等について

現在、湯河原真鶴地区から県立小田原養護学校へ通っている障害児の保護者から、子供たちの身体的負担をとり除き、快適な学校生活が送れるよう、当該地区に養護学校の分教室設置の希望が寄せられています。

また、就学前の児童の保護者から、分教室設置にあわせ、通園施設の設置についての要望が高まっています。

就学前障害児童については、保護者と町はもちろん、県関係機関と連携して現時点での可能な措置をとっており、町立保育園においてもできる限り就園に努めていますが、専門的な対応ができないため、専門職を配した通園施設の設置を要望します。

なお、高等部の知的障害部門の自力通学できない生徒は、現在、保護者が毎日学校と自宅を2往復していますので、分教室ができるまでの間、精神的、身体的負担を軽減することを考慮して、スクールバスへの同乗を考慮していただきたい、併せて要望します。

＜措置状況＞（教育局・保健福祉部）

小田原方面の地域特性による慢性的な過大規模傾向への緊急的対応の必要性については、十分認識しております。県では、平成18年3月に提出された「新たな養護学校再編整備検討協議会」の最終報告を踏まえ、現在策定中の「県立教育施設再整備10か年計画」（まなびや計画）の中に位置付け、対応してまいりたいと考えております。

(要望事項)

(3) 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原地区）について

広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）については、広域農道の抜本的見直しの結果により一部代替路線（国道135号）を使用することとなりましたが、当初の計画路線は農業振興ばかりでなく災害時の緊急路線としても使用することから、当初の計画に近い形での開通となるよう、引き続き国・県の積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

本事業は地域再生計画に位置付けられ、道整備交付金により実施されることとなりましたが、ご要望の、一部代替路線区間については、国との調整により見直しが行われており、実施は困難であります。

(要望事項)

(4) 西湘バイパス改築工事の再延伸について

西湘バイパス改築工事の再延伸については、平成17年度において小田原真鶴間道路整備検討会を3回開催し、長期的・技術的対策等の検討をいただいているところですが、早期事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

<措置状況>（県土整備部）

西湘バイパス石橋インターから真鶴道路までの区間の渋滞対策については、かねてより、関係機関とともに検討してきたところであり、平成15年度には、専門家も加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を設立し、バイパス案の具体化に向けた検討を進めています。

今後も引き続き、こうした場で、渋滞対策の実現化方策について、議論を深めてまいります。なお、県では、小田原市片浦地区などで、国道135号の現道の改良に取り組んでおります。

6 厚木・愛甲地域

(要望事項)

(1) 厚木愛甲ブロックごみ広域化処理に対する支援について

厚木市、愛川町及び清川村は、ごみ広域化処理の実現のため、平成16年4月1日に厚木愛甲環境施設組合を設置し、取組みを進めています。

つきましては、今後、本格化する施設整備に際し、諸調査や法定計画等の事業費等に対する財政的支援や、技術職員の派遣等の人的・技術的支援を要望します。

また、「循環型社会形成推進地域計画」を策定し、その承認を受けたところですが、交付金確保のため、指導、助言等積極的な支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

財政的支援については、施設整備計画や調査事業費についても「施設整備に係る計画支援事業」として国の交付金対象事業となっており、職員の派遣による人的・技術的支援については、相互交流が原則となっておりますが、具体的な要望内容を伺ったうえで、関係課と協議してまいりたいと考えております。

また、交付金確保のための支援については、平成18年3月10日付けで厚木市、愛川町、清川村及び厚木愛甲環境施設組合から提出された「厚木愛甲地域循環型社会形成推進地域計画」が、同月31日付けをもって国から承認されておりますので、今後は、当該地域計画に沿った施設整備に係る交付金の交付手続きが円滑に進むよう、適時・適切に助言等を行ってまいります。

(要望事項)

(2) 重症心身障害児施設のショートステイ事業の拡大について

在宅の重症心身障害児は、家族（保護者）の入院等により一時的に介護が受けられるようになることや、介護者等の休養（レスパイト）のためショートステイを利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠となっています。

県央地区では、神奈川県立七沢療育園が地域保健福祉の支援拠点施設となっていますが、ショートステイを利用できる病床数が1床のみとなっていることから、利用者ニーズに対応できるよう、ショートステイ枠の拡大（病床数の増床）を要望します。

<措置状況>（保健福祉部）

障害者自立支援法及びあわせて改正された児童福祉法の施行により、従前の定員遵守要件が緩和され、一定の要件で定員を超えて利用予定者を受け入れることが可能となり、柔軟な運用を可能とすることになりました。

ご要望の七沢療育園については、現在40床のうち39床が長期・中期入所、1床をショートステイとしておりますが、長期・中期入所の空きベッドも活用して受け入れを行っているところです。

今後とも、重度心身障害児の在宅生活を支援する観点から、長期・中期入所の空きベッドの柔軟な運用に努めてまいります。

なお、緊急性の高い利用ケースについては、円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設に協力を依頼しているところです。

7 津久井地域

(要望事項)

(1) 津久井広域道路の整備促進について

相模原市橋本の国道16号橋本5差路を起点として津久井郡藤野町吉野の国道20号を終点とする延長約20kmの計画路線である津久井広域道路は、さがみ縦貫道路のアクセス道路として、また、地域にとって産業・経済・観光の振興等広域的なまちづくりに欠くことのできない重要な骨格となる主要幹線道路です。一部区間においては供用がされていますが、計画されている残りの区間についても早急に整備するよう要望します。

<措置状況>（県土整備部）

津久井広域道路については、優先度、緊急性の高い箇所から整備を進めているところであり、平成16年3月に新小倉橋を供用し、平成18年11月には勝瀬橋を供用したところです。

また、現在事業中の新小倉橋の東側及び西側の区間については、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

未着手区間については、事業中区間の進捗などを踏まえながら、事業化の検討を順次進めてまいります。

(要望事項)

(2) さがみ縦貫道路の整備に伴っての城山町葉山島下倉地区残土不法投棄地の課題解決について

さがみ縦貫道路の城山区間については、国が公表した目標宣言プロジェクトでは平成24年の供用開始となっています。このような状況から予定ルートである城山町葉山島下倉地区の残土不法投棄地の課題解決は急務となっており、この解決に当たっては関係機関の積極的な参画と協力が必要です。県には、今後、早期解決に向けて、なお一層の主導的役割をご尽力をお願い

するとともに、国への働きかけを強く要望します。

＜措置状況＞（企画部・県土整備部）

さがみ縦貫道路の整備促進に当たり、葉山島不法投棄地問題は解決すべき課題と考えております。不法投棄者により埋め立てられた国有水路については、現在、水路敷地の財産を管理している県と合併に伴い水路の維持管理者となった相模原市とで水路の機能回復方法等について調整を進めており、国有水路の所有者である国とも別途調整を行っております。また、不法投棄土砂の現状を把握するため、関係機関が協力し、平成18年11月から地質調査等に入っております。

このように、国、県及び地元がそれぞれ調整を進めており、今後も課題解決に努めてまいります。

8 水源地域

（要望事項）

（1）主要地方道山北藤野線（県道76号）の整備について（山北町・藤野町）

本路線は、県西部、県北部の水源地域を結ぶ路線であるとともに、それらの地域を広域的に連携させ、交流等による活性化を図るための重要な路線としての機能・役割が求められています。

昨年度の要望に対して、「緊急度の高い箇所について重点的に対応している」とのことですが、地域の活性化を図り、地域住民がいきいきと暮らせるよう、2車線の相互通行可能な路線として総合的な改良整備の早期実現を要望します。

また、特に西丹沢周辺は、トレッキング・ハイキングのメッカであり、年間100万人を超える来訪がある中川温泉をかかえていますが、地形的制約などにより広域的なアクセスは限られています。そこで、喫緊の課題である防災上のリダンダンシー（災害時の避難経路）の確保や、観光交流・地域づくり、環境保全・活用などに関する様々な課題を解決するモデルとして、山北と津久井・藤野方面の路線連結の取組みを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道76号（山北藤野）については、事業の優先度・緊急度などを勘案して、必要な箇所の整備に取り組んできたところであり、今後もこうした考え方に基づいて、対応してまいります。

IV 個別要望

安全防災局関係

(要望事項)

1 旧相模海軍工廠敷地内における危険物への適切な対応について（寒川町）

旧相模海軍工廠敷地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持つて対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

(1) 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担をすること。また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係る損害などの補償も、国が行うこと。

＜措置状況＞（安全防災局）

県では、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については、国が責任をもって対応すべきであると考えており、事故発生時における関係省庁の連携した対応や安全対策の推進等について国へ要望しております。

また、毒ガス弾等に関しても、環境調査及び対策に努めるよう国へ要望しているところであります。

(要望事項)

(2) 毒ガス弾等による事故が生じた場合の被害者に対する救済制度を、国の責任において確立すること。

＜措置状況＞（安全防災局）

ご要望の点については、従来から国に要望しているところであり、引き続き、制度の確立を要望してまいります。

環境農政部関係

(要望事項)

1 食育推進に向けての支援について（湯河原町）

湯河原町では、民間事業者からの提案を受け、現在、「学校設置会社による学校設置事業」及び「校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業」の2特定事業について特区の設置認定を受けるため、特区計画の作成に取り組んでいます。

この計画では、当町において株式会社の運営による日本で初の食の専門職大学院として「(仮称) 食文化創造大学院大学」を開校し、この大学院大学が地域貢献の一環として食のシンクタンクとしての役割を担い、当町の自然環境や産業構造などの特性を活かしながら第一次産業（農業・漁業）、第二次産業（製造業）、そして第三次産業（観光サービス業）が協働し、地元産品の価値の向上や特産品の開発など、産学と町が連携した取組みを推進しようというものです。

また、昨年7月に食育基本法が制定され、本年3月には食育推進基本計画が示され、今後自治体においてもその作成及び実施が求められています。このような「食」に対する意識の高まりは、まさに国民運動として推進すべきものと捉えており、また、県においても大きなテーマの一つとして取り組まれていることと思います。

当町で開校を計画している大学院では、未だ検討段階ではありますが、その教育主旨の一つとして「食育の推進ができる人材の養成により、食文化浸透に貢献する。」ことを掲げており、当

町だけにとどまらず、県との連携も想定されています。

このような趣旨のもと、事業者及び当町が連携して開校に向け取り組んでいますので、県におかれましても、本計画へのご理解をいただき、達成に向け推進手法のアドバイスや財政的支援を要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

県では平成20年度までに県食育推進計画を策定し、食育の総合的な推進を図っていく予定となっており、市町村との連携についても検討してまいりたいと考えております。

構造改革特別区域計画の策定に当たっては、庁内に制度についての相談を受ける職員（特区エキスパート）を配置し常時相談に応じております。

（要望事項）

2 松くい虫被害対策事業に対する財政措置について（真鶴町）

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっていますが、近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成19年度には、より安全で環境に配慮した予防方法（樹幹注入）に完全移行し、薬剤散布については、廃止することにしています。

つきましては、樹幹注入に対する補助を強く要望します。

また、国に対しても補助金確保に向けた働きかけを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

松くい虫防除事業については、県でも財源の確保、効率的な防除の推進に努めているところでありますが、予算面では、関係市町村からの要望に全て応じることができない状況です。各市町村におきましても駆除対象を絞り込んでいただくなど、効率的な実施をお願いするとともに、県でも引き続き財源の確保に努めてまいります。

（要望事項）

3 長者ヶ崎緑地の崩落対策について（葉山町）

近年、長者ヶ崎（トラスト緑地）の崖の状況については、数年来の台風等により崖の崩落が著しく進行し、かなり深刻な問題となっており、県民及び長者ヶ崎海岸を訪れる観光客にとって大変危険な場所となっています。昨年度、県により注意看板及び進入防止柵（簡易施工）を設置していただきましたが、当該地については人身事故に繋がる危険性が大きいと思われるため、崖の防災工事等を考慮に入れたうえで更なる安全確保の強化について要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

長者ヶ崎については、これまで注意喚起看板を設置するなどして、観光客へ崖下の危険性を周知してまいりましたが、さらなる対策が必要との葉山町からの要望を受け、平成17年度から町も含む関係機関により安全対策についての検討を進めてまいりました。その検討結果を受けて、平成18年度には侵入防止柵の延長や立入禁止看板を設置するなどしたところであります。

しかし、崖自体の防災工事等については、景観上の影響が大きいことから、柵や看板の効果も見極めながら当該緑地の景勝地としての問題や、海水浴場の利用者対策の問題など、海水浴場設置者である町や海岸管理者、他の関係機関と今後も十分協力、協議しながら対応を検討すべきものと考えております。

(要望事項)

4 里山保全推進事業の支援の継続について（城山町）

城山町小松・城北地区は、里山づくり推進事業の県内モデル地区第1号として平成16年度から地域住民・町・県そして外部有識者が濃密な連携のもとに里山保全活動に取り組んでおり、成果を上げつつあります。

しかし、活動主体となる地域住民による組織については、自立的な運営や財政面等に課題を残しています。

当該地区における県の事業期間は平成18年度で終了となることから、継続した支援を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

城山町小松・城北地区においては、平成16年度から里山づくり推進事業のモデル地区として、推進体制の整備等を実施するとともに、保全活動への支援を行っております。

今後は、モデル地区での実績を踏まえながら、里地里山づくりの推進に向けた新たな方策を検討してまいります。

(要望事項)

5 特定中山間保全整備事業の推進について（山北町）

森林及び農用地を一体的に整備する特定中山間保全整備事業については、平成17年度から酒匂川流域の1市5町で基本調査が行われていますが、事業化に当たっては事業実施が可能となる事業内容の整理及び工種等の取りまとめや、事業実施計画となる地区調査の実施が必要になります。

生産効率が低い中山間地域における農山村地域の生産基盤整備の推進及び重点プロジェクトとして位置づけている施策の早期実現化を図るためにも、特定中山間保全整備事業の実施は十分な効果を生む事業と考えられるので、事業の実現化に向け、国への働きかけとともに、県における取組みや支援、地元関係者や関係団体、関係市町との調整並びに取りまとめ等について、なお一層の強化を要望します。

<措置状況>（環境農政部）

平成17年度、18年度に実施されている基本調査の結果を踏まえ、地元関係者や関係市町と調整してまいります。また、県、市町、関係団体から構成される特定中山間保全整備事業「あしがら地域」基本調査作業部会等に参画し、支援しているところであります。

(要望事項)

6 真名瀬漁港の再整備促進及び越波対策について（葉山町）

真名瀬漁港については、平成17年度から漁村再生計画に基づき漁港の再整備を進めています。国及び県の積極的な財政支援と、引き続き県における技術的支援を要望します。

また、葉山の海岸においては、毎年台風シーズンになると越波等による被害が発生しています。漁村再生計画に基づく再整備の中で、越波箇所について一部対応する方向性が示されておりますが、特に漁村再生計画で施設整備計画がない漁港区域及び漁港区域外の芝崎海岸（芝崎ナチュラルリザーブ～三ヶ下海岸）については、越波の被害が大きいため、県民が安全で安心して生活できるよう越波対策を積極的に推進するよう要望します。

<措置状況>（環境農政部・県土整備部）

真名瀬漁港の再整備については、必要な財源措置を講ずることとしました。また、漁港整備に必要な技術的な支援を行ってまいります。

漁港区域内の越波対策については、国の動向も踏まえてどのような方法で実施可能か県でも検

討してまいります。

漁港区域と隣接する芝崎付近については、現在、施設整備の計画はありませんが、漁港区域における越波対策を踏まえ、必要に応じて連携・協調を図ってまいります。

(要望事項)

7 二宮漁港の整備促進について（二宮町）

二宮漁港の整備については、漁港整備計画により事業の推進を図っていきたいと考えています。平成13年1月に発生した急潮により定置網が転倒し操業できなくなったため、平成16年5月に定置網を設置し、同年9月からは魚の朝市を開始し、活性化を図っています。漁港整備の推進によって、より一層の漁業環境が構築されるため、引き続き実施可能な整備について県の指導及び国への働きかけを要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

二宮町が行う二宮漁港の整備計画の見直しについて、県も協力してまいります。また、整備計画見直し後の国庫補助事業の採択に向けて県でも努力してまいります。

県土整備部関係

(要望事項)

1 主要地方道平塚松田線（比奈窪バイパス）の早期供用開始及び既存路線の安全対策の事業化について（中井町）

主要地方道平塚松田線は、国道1号及び国道246号の中間に位置し、中井町を東西に通過する主要県道で、日常の交通はもとより、災害時の物資の輸送等、地域住民や県民にとって重要な道路です。

この通称「比奈窪バイパス」については、早期の供用開始に向けた事業推進に努めていただき、事業完成に向けた地権者説明会等が行われるなど、県には一方ならぬご尽力をいただいていますが、未供用区間と交差する交差点での交通事故も多発しており、多くの町民から一日も早い完成を求める意見等が寄せられています。

この道路は、将来の「まちづくり」に、町としても重要な路線であるので、県とも連絡調整を密にしながら支援協力をしていくので、早期完成に向けた特段の取組みを要望します。

なお、平塚土木事務所境における雨水排水については、早急に対策工事をしていただき感謝していますが、井ノ口交差点から平塚境には道路幅員の狭小区間や歩道未整備区間があり、大型車両の通過も多いことから、安全・安心な道路環境の構築を図っていただきたく、歩行者等への安全対策事業についても、早急な事業化を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の県道77号（平塚松田）の比奈窪地区については、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

また、歩行者等の安全対策については、今後、町や地元関係者との調整を進めながら検討してまいります。

(要望事項)

2 県道711号（小田原松田線）歩道設置工事について（松田町）

県道711号（小田原松田線）歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また、松田町総合計画21の政策目標として位置づけている「活力と魅力あるまちづくり」の面からも、県事業の成果によって魅力ある市街地の形成が着々と進められています。

しかしながら、踏切から主要地方道72号（松田国府津線）までの間は、現在狭小幅員で歩道がなく、大型バス等の通行により降雨時などは歩行が困難な状況にあることから、昨年度、県において現況測量が実施されました。

今後は、歩行者、車両等の安全性を高めるため、早急に歩道整備による改良を図るとともに、松田土木事務所から大井町境までの歩道設置についても引き続き整備を推進するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の小田急線踏切から県道72号交差点までの歩道設置については、今後、地元地権者及び松田町の協力を得ながら検討してまいります。

また、松田土木事務所から大井町境の区間については、既に事業着手しており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

（要望事項）

3 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について（松田町）

寄地区への主要幹線は、国道246号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道710号（神縄・神山線）の1路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道であるが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道710号の拡幅及び法面防護等の改良工事を引き続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行できるよう幹線整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部・環境農政部）

県道710号（神縄神山）の法面防護については、防災上の観点から、緊急度の高い箇所の整備を行っており、今後とも地元のご協力を得ながら事業推進に努めてまいります。なお、拡幅整備については、今後の検討課題と考えております。

また、土佐原林道については、生活道路としての性格が強いことから、平成14年に県と松田町で管理に関する覚書を取り交わし、県では移管に向け改良工事及び林道敷地の確定など松田町と調整を図りながら進めているところであります。

ご要望の整備については、移管に向けた改良工事として、松田町と調整を図りながら視線誘導標の設置など交通安全に配慮した工事を実施しているところで、幅員の拡幅など大規模な工事を実施することは困難ですが、今後とも松田町と調整を図りながら改良工事を実施していくこととしております。

（要望事項）

4 東名鮎沢PAにおけるスマートIC整備構想の実現化に対する支援等について（山北町）

東名鮎沢PAのスマートIC整備構想については、御殿場ICと国道246号の渋滞解消や周辺地域の土地利用の促進による活性化などを目的として、山北町及び隣接町である静岡県小山町からの強い要望により、平成16年度に国土交通省が実施した社会実験の候補箇所登録が行われ、平成17年度からは調査研究会を設立し、県をはじめとする関係機関との議論の中で、スマートICの「必要性・効果・アクセス道路の基本方針等」について調査研究を進めることとなりました。

つきましては、昨年度の要望に対する措置状況の回答の中の「アクセス道路の整備などの課題」は、町としても本構想を進めるうえで大きな課題と考えていますので、実現化に向けた技術的支援等及び国に対する働きかけを要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望のスマートインターチェンジについては、アクセス道路の整備などの課題がありますが、平成17年度に山北町が、設置に係る可能性の検討を行うため、研究会を立ち上げております。

県でも、この研究会に参画し、国等の関係機関とともに、スマートインターチェンジの必要性、

効果等の観点から、検討を進めてまいりたいと考えております。

(要望事項)

5 南足柄市への連絡道路の新設について（箱根町）

現在、県西地域では「花と水の交流圏づくり事業」を展開しており、県西地域2市8町の観光交流に関する事業を実施しています。この事業を契機に、今後ともこの地域の広域観光連携を深めるためには、観光客が周遊できる道路の整備が不可欠です。また、第2東名高速道路や国道246号バイパス等首都圏から神奈川県西部地区への交通アクセスが整備されることから、大規模災害等発生時の新たなライフライン確保が必要となっています。こうした観点から、東名高速道路大井松田インターチェンジへの接続を含め、南足柄市への連絡道路の新設は緊急度が高いと考えますので、強く要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成18年8月に設置した、県及び両市町の関係職員による研究会において、周辺地域の現状把握を行い、可能性のある5つのルート案を検討して、各ルート案に対する課題の整理を行ったところであります。

この研究会は、検討結果のとりまとめをもって終了しましたが、今後も、自然環境に与える影響をはじめ、さまざまな観点からの検討を深めていく必要があると考えております。

(要望事項)

6 さがみ縦貫道路に関する地元要望について（城山町）

さがみ縦貫道路の整備促進を図る観点から是非とも必要であるので、さがみ縦貫道路事業に関して各地区対策委員会から提出されている国・県への要望事項について、特段の配慮を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

各地区対策委員会から提出されている各種要望については、一部設計に反映し、事業が進められてきたところであります。

しかしながら、ご要望については対応が難しい問題も含まれておりますので、引き続き国及び地元とともに検討してまいります。

(要望事項)

7 県道520号（吉野上野原停車場）歩道整備等について（藤野町）

県道520号（吉野上野原停車場）の勝瀬橋の架け替え工事等については、平成18年11月には工事が完了し、供用開始される予定です。これにより、国道20号あるいは中央自動車道相模湖インターチェンジから県道520号を経て、県道76号（山北藤野）に至る経路を利用する車両の増加が見込まれます。県道520号のうち勝瀬橋から県道76号までの間は、幅員が狭いうえに歩道の設置されている部分がわずかであることから、この路線を使用して通学する小学生の安全性の確保が急務となっています。

つきましては、当該道路区間の道路拡幅と併せた歩道設置の早期実現を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

県道520号（吉野上野原停車場）の勝瀬橋から県道76号（山北藤野）までの区間については、今後の検討課題と考えております。

(要望事項)

8 二級河川藤沢川における河川改修の促進について（中井町）

二級河川藤沢川の改修については、中村川の合流点より1,160m余の区間は既に完成しており、

また、上流の一部については近く事業に着手すべく地元への説明会も行われ、地域はもとより町としても感謝しています。

つきましては、これから事業着手される区間の下流地にある天王橋までは、改修計画（図）に沿った継続的な整備を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

藤沢川の改修については、下流の中村川合流点から寺ノ下橋までの 1,140m区間を、昭和52年より河川局部改良工事として国の認可を受けて実施し、平成13年度に完了しております。

また、河床整理については、必要により実施してまいりたいと考えております。

ご要望の藤沢川の上流部の改修については、今後、町の事業とも整合を図りながら検討してまいります。

（要望事項）

9 葛川遊歩道の整備について（二宮町）

葛川は、二宮町のほぼ中心を南北に縦断する重要な河川です。西谷戸橋南側より葛川橋上流側約200m付近までは既に遊歩道として整備されていますが、これより下流側についても「水と緑豊かな環境整備」を目的とした遊歩道整備を継続するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の遊歩道の整備については、河川管理用通路の整備に引き続き努めてまいります。

また、河川改修に伴う内輪橋の架替については、今後、二宮町と調整を図ってまいります。

（要望事項）

10 県道 75 号（湯河原箱根仙石原線）藤木川沿い遊歩道の整備（末広橋から青巒荘付近の間）について（湯河原町）

藤木川沿いの遊歩道整備については、地域の代表者、町、関係行政機関で構成される「藤木川遊歩道整備検討部会」において基本計画が決まりましたので、遊歩道の設置事業及び休憩施設（ポケットパーク）の整備を早急に実施するよう要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

ご要望の遊歩道の整備については、地域代表の方々で構成する「藤木川遊歩道整備検討会」において町の遊歩道構想や藤木川の流下能力等の検討を進めてまいりました。

今後は、「藤木川遊歩道整備計画」を具体化すべく、平成19年度事業着手に向け、県、湯河原町との役割分担や整備手順等について、詳細な調整等に努力してまいります。

（要望事項）

11 番田沢治山事業の推進について（愛川町）

愛川町半原地区に所在する番田沢（柄沢）流域については、市街化区域内に位置していることから、沢の上部には住宅が立ち並んでいますが、近年、沢の山腹の崩落が進んでおり、地域住民の生命を脅かしかねない状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊防止対策を講ずることが可能と思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備を推進するよう要望します。

＜措置状況＞（環境農政部）

ご要望の箇所は、保安林の指定状況を勘案しながら検討してまいります。

（要望事項）

12 葛川河口の津波対策について（大磯町）

平成16年度及び平成17年度の2か年で県が実施し、作成した津波沿岸到達予測図によると、葛川河口附近では津波による甚大な被害が想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

＜措置状況＞（県土整備部）

津波浸水予測によれば、葛川河口付近において、一部、河川からの浸水が想定されておりますので、ハザードマップ作成等の基礎資料として活用していただきたいと考えております。

なお、今後周辺の土地利用状況を勘査しながら護岸整備を検討してまいりたいと考えております。

教育局関係

（要望事項）

1 「旧吉田茂邸」の整備・活用について（大磯町）

大磯町に所在する「旧吉田茂邸」は、近代政治史の舞台となった歴史的・文化的価値があり、「吉田御殿」と呼ばれた数奇屋風和風建築の邸宅や、建物と融合した庭園、貴重な調度品等は、国家的財産として後世に伝えていくべき貴重な資産であると考えています。旧吉田邸では、昭和54年に大平総理大臣とカーター米大統領との首脳会談が実施された実績もあります。

県からは、平成18年5月に「国の施策・制度・予算に関する提案・要望」の中で、旧吉田茂邸の整備・活用について提案・要望いただきましたが、今後も一般公開ができるよう国による整備と国家的財産としての保存・活用を働きかけるよう要望します。

＜措置状況＞（企画部）

「旧吉田茂邸」については、国による保存・活用が極めて困難との考え方が示されました。

これを受けて、県と大磯町で、検討を重ねるとともに、所有者と保存に向け交渉を進め、その結果、所有者から企業の社会的貢献の観点から、県と町の事業に協力し、建物部分の寄付をするとの回答を得たところであります。

こうしたことから、「旧吉田茂邸」については、大磯町と連携を図りながら、隣接する大磯城山公園と一体化し、県立都市公園として整備する方向で進めてまいります。

また、大磯町が町民等の参画を得て設置した利活用方策の検討会に参加し、大磯町の取組みを積極的に支援してまいります。

（要望事項）

2 （仮称）第二小学校の校舎建築に係る国庫補助等導入の支援と周辺整備としての都市計画道路の早期事業化について（開成町）

開成町では、児童の増加に対処すべく（仮称）第二小学校の建設を平成22年の開校を目指して予定しています。校舎建設に対しての国庫補助採択、その他の利用可能な補助金導入等について支援等をお願いし、町の教育方針の実現に向け協力いただきたいと考えています。

また、当町南部で計画されている南部地区土地区画整理事業との一体による施行も考慮しているので、重ねて指導をお願いします。

さらに、当該地区画整理事業によって、地区内の都市計画道路山北・開成・小田原線の整備は進みますが、平成22年4月に開校を予定している小学校について、安全で快適な通学路を確保するうえで、周辺整備としての都市計画道路山北・開成・小田原線（県道御殿場大井線から本事業区域までの間）の県施工による早期事業化を要望します。

＜措置状況＞（教育局・県土整備部）

（仮称）第二小学校の建設に係る国庫補助採択については、これまで町の要請に基づき国へ相談等を行うことによる支援を行ってきております。今後についても引き続き支援を行ってまいります。

なお、開成町南部地区については、平成19年の組合設立に向けて検討が進められており、県では、事前の調整を進めるなど、今後とも適切な支援をしてまいります。

また、都市計画道路山北開成小田原線の整備については、土地区画整理事業に関する都市計画手続きなどの進捗状況を踏まえ、事業の優先度や緊急度を勘案しながら、今後、事業化について、検討してまいります。

(要望事項)

3 県指定文化財の保存修理に係る補助金について（藤野町）

藤野町佐野川に所在する石楯尾神社については、県内では数少ない室町時代末期の社殿と推定され、切妻屋根と素朴な造りが特徴で、平成8年2月7日に県指定の文化財の指定を受けました。

現在、地元氏子を中心に夏祭りなどを開催して活性化を図り、また、重要文化財としての価値を維持しながら、その保存及び維持管理に努めています。近年、老朽化が著しいため調査をした結果、特に土台部分の柱が腐食しており、軽度の地震でも崩壊の恐れがあり、早急の修復の必要性があるとの指摘を受けたので、その保存修理に係る補助金を要望します。

この保存修理については、地元氏子の財政状況も非常に厳しい状況の中、部分修理（基礎・土台・揚屋）で進めることで自治会にも確認しました。既に地元においては建設委員会を設置し、県・町補助金以外の地元負担分について借り入れとするか、積立てにするかなど、手法を検討中です。このような状況をご理解の上、格別の財政支援を要望します。

<措置状況>（教育局）

国・県指定文化財に対する保存修理等補助金の運用については、厳しい財政状況ではありますが、県指定分について、要綱に定める補助率の上限の補助を行うよう努めています。

地域の貴重な文化財を保存活用していくことは大変重要ですので、今後、補助事業に係るヒアリング等の機会を通じて町と十分協議してまいります。

警察本部関係

(要望事項)

1 茅ヶ崎警察署の移転について（寒川町）

寒川町・茅ヶ崎市管轄の茅ヶ崎警察署は、現在、国道1号沿いに設置されているため、慢性的な交通渋滞から同署へ行くには多くの時間がかかります。また、敷地が狭いため一般用の駐車スペースはほとんどなく、駐車や移動、安全確保などに大変難儀しており、駐車待ちの車が隣接する道路で待機するなど、交通安全上も大変危険な状態です。

さらに、町民・市民が免許証申請や各種手続きなどのため訪れる事務所スペースは大変手狭であり、利用しづらい状態です。

このため、緊急時の迅速な対応による安全安心なまちづくりを実現するとともに、町民・市民が利用しやすい警察署とするため、茅ヶ崎警察署を交通の安全性と利便性が確保できる広い敷地の新たな場所へと移転させるよう要望します。

<措置状況>（警察本部）

茅ヶ崎警察署庁舎は、老朽、狭隘が著しく、日常業務の執行に支障を来たしておりますことから、建替えが必要と判断しておりますが、その敷地も狭隘であり現在地での建替えは困難と認め、平成14年以降移転用地の確保に努めているところであります。

安全安心なまちづくりの拠点として相応しい場所を念頭に、過去移転候補地として複数の用地を選定し、交渉を進めましたが、既に利用計画があったことなどから、いずれの用地も断念せざるを得ず、現在も継続して移転用地の選定を進めているところであります。

以上のように、移転用地の確保には困難を極めていますが、平成17年10月には、総務部と連

携し、茅ヶ崎市長に対し、総務部長名で移転用地確保の協力依頼文書を提出したところあります。

今後も、適地に茅ヶ崎警察署の移転が実現できますよう、関係機関にも協力をお願いしながら、移転用地の確保に努めてまいります。

(要望事項)

2 県道 711 号（小田原松田線）の信号機増設について（大井町）

県道 711 号（小田原松田線）の大井町区間における信号機については、現在、要望箇所 7 交差点のうち 4 交差点について設置がされ、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、残りの 3 箇所については、周辺に公共施設や多くの農地が存在しているため、日常的に道路横断がされており、その安全性の確保が重要な課題となっています。

また、平成 16 年度に、当該道路沿線の土地利用等の向上を図るため、要望する交差点区間と並行する町道が整備され、その交差点の安全性に対する要望も高まっています。

つきましては、経済活動や日常生活の円滑化を図るため、当該道路の交通量も年々増加している状況を考慮していただき、信号機の早期の設置を要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

信号機等の交通安全施設の整備については、交通の安全と円滑を図るため、交通事故の発生状況、道路構造、交通環境、沿道環境等現場の道路交通の状況等や地域住民、議会、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断する中で順次整備しております。

ご要望の県道 711 号（小田原松田）への信号機の新設については、要望のあった 7 交差点のうち 4 交差点に交通の安全と円滑を図るため既に設置しているところであります。

残りの 3 交差点への設置については、今後の交通実態や交通環境の変化により、必要性が高まった段階で、県内全体の状況を勘案し、検討してまいります。

(要望事項)

3 小田急線開成駅前への交番設置について（開成町）

小田急線開成駅は、昭和 60 年 3 月に開設されて以来、現在では年間 200 万人以上の乗降客が利用する駅となり、平成 8 年 12 月に警察官が立ち寄れるようにと開成駅前連絡所を設置しました。平成 10 年度には開成町自治会長連絡協議会の働きかけにより、地元住民や開成駅利用者などから交番設置の要望について 8 千人の署名が集まり、嘆願書として町に提出されました。

開成駅周辺は、高層マンションや戸建住宅の建設、大型スーパーの開店などの開発が急速に進み、今年の 4 月には、人口が 1 万 5 千人を突破するなど、近年の急激な人口増加により開成町は平成 15 年度の人口増加率は県下の伸び率を示すとともに、現在でも着実に伸びています。比較的治安の良かった駅周辺では、痴漢や乗り物盗などの犯罪が増加しています。当町では、平成 15 年度に発足した交番ボランティア「安全サポーター」43 名などで夜間パトロールなどを実施していますが、何の権限も持たない人たちのパトロールには限界があります。

つきましては、住民の安全と財産の保護及びその他公共の安全・秩序を保持するため、一日も早い開成駅前への交番設置を要望します。

なお、交番が設置されるまでの間、駅周辺の安全・安心を確保するため、今までと同様に警察官の駅周辺への立ち寄りとともに、開成駅前連絡所に警察官 O.B の駐留を強く要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

交番の設置については、設置要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

開成駅前地区は、吉田島駐在所管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番設置は困難な状況であります。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番の機能強化をするとともに、開成駅前連絡所を拠点とした、交番・駐在所勤務員、パトカー勤務員等による立ち寄り・駐留警戒を強化し、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

なお、交番の設置については、スクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

(要望事項)

4 愛川町内警察体制の増強について（愛川町）

愛川町における平成17年の交通事故・犯罪の発生状況は、交通事故件数314件、犯罪件数597件となっており、安全安心のまちづくり対策の効果が現われ、前年と比較すると減少したものの、地域住民の不安を解消するためには、さらなる努力が求められています。

現在、本町を管轄する交番は4箇所ですが、交番への警察官の配置体制については、1名配置の3交替制であり、また、町内に2箇所ある駐在所（田代・高峰）のほか、夜間は清川村の宮ヶ瀬駐在所も本町の交番に配置されている警官が担当しています。

交番相談員が日勤で配置されていますが、未だ警察官は事件・事故への対応に手一杯な状況であり、夜間を中心に、いわゆる「空き交番」の状況が生じがちとなっています。

特に、半原交番が管轄する半原地区では、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園の整備、都市化の進展などとともに、事件・事故が増加しています。また、管轄する区域も広く、近年は国道412号沿いを中心に地区人口が増加していることなどから、交番を国道412号沿いに新設してほしいと熱望する声が、地域住民や町議会からも寄せられています。

つきましては、地域住民が安全に安心して暮らせるよう、交番配置の警察官増員、国道412号沿いの半原地区への交番新設により、本町の警察体制増強を図るよう強く要望します。

<措置状況>（警察本部）

警察官の増員については、管内の人口、事件・事故発生件数や110番受理件数のほか、鉄道・道路の整備状況、繁華街の分布、さらには警備上の問題等を総合的に勘案して決めており、愛川町を管轄する厚木警察署の警察官の増員については、治安情勢を勘案しながら対応してまいります。

また、交番の新設については、新設要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口等の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況等のほか、隣接交番・駐在所等との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

半原地区は、半原交番管内であり、現状の交番配置の状況を踏まえ、上記事項を検討しますと、現時点では交番新設は困難な状況であります。

今後とも、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら検討してまいりますが、当面は、今ある交番を充実して交番の機能強化をすることにより、治安に間隙が生じないように努めてまいります。

なお、交番の増設については、スクラップ・アンド・ビルトを原則として考えております。

(要望事項)

5 宮ヶ瀬水の郷地区への臨時交番の設置及び暴走車両等の取締りの強化について（清川村）

宮ヶ瀬水の郷地区は、宮ヶ瀬湖を中心とした観光スポットとして年間300万人以上の観光客が訪れ、休日には年間を通じて様々なイベントが開催されています。

その一方で、近年は、宮ヶ瀬地区のマニア雑誌にも登載されているローリング族の走りのコースに、夜間には県内外から多数の暴走車両が集結し、主要地方道において暴走行為を繰り返して

います。また、休日には、オートバイによる媚集行為があり、地域住民の生活環境を破壊し、観光客にも不快な思いをさせています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活環境、観光客に対する快適な空間を取り戻せるよう宮ヶ瀬水の郷地区に臨時交番の設置を要望するとともに、引き続き暴走車両やオートバイによる媚集行為の取締り強化を要望します。

＜措置状況＞（警察本部・安全防災局）

暴走族は、これまでの一連の暴走族対策により、グループ数・構成員数ともに減少傾向にあり、これに伴って、暴走族に対する苦情や取締り要望の110番件数も減少しております。

しかしながら、ここ数年、「旧車會」と称する年式の古いオートバイに乗ることを趣味とする若者達の集団が、休日の昼間、清川村の宮ヶ瀬地区等に集合し、10台前後から多いときには、50台を超える集団を形成して幹線道路を走行することから、一般通行車両や沿道住民に騒音被害や交通渋滞等の迷惑を及ぼしているほか、休日の深夜には、清川村の煤ヶ谷地区のカーブが連続する県道等において、ローリング走行を行っている状態にあることは承知しております。

県警察では、取締り部隊を編成し、い集場所である宮ヶ瀬水の郷等を拠点として、検問等による取締りの強化を図っているほか、交通規制の見直しを行い、水の郷内春の木丸中央線を歩行者専用道路に指定して、地区内住民や観光客の安全と静穏の確保を図りました。

また、道路管理者と協議し、煤ヶ谷地区において、道路の中央部分にマウンドアップしたチャッタバーを設置し、ローリング走行を困難にする道路改良を施しました。

今後も継続して取締りを強化するとともに、い集・暴走しにくい道路環境の整備を図り、同地区的静穏を確保してまいります。

（要望事項）

6 県道64号（伊勢原津久井線）に係る信号機設置について（清川村）

清川村を走る県道64号は、宮ヶ瀬湖や相模湖ICへの通過道路として、年々、交通量は増加の一途をたどっています。

特に県道64号に接続する村道山岸外周線・T字路部分と県道64号に係る清川村役場前については、朝晩の通勤・通学時には、交通量が多く道路の横断等に支障をきたし、村民が交通事故に巻き込まれる可能性の高い場所であり、地域住民や園児・児童・生徒の保護者からも再三にわたり信号機の設置要望が出されています。

つきましては、村民の交通安全確保のため、上記2箇所に信号機を設置するよう要望します。

＜措置状況＞（警察本部）

信号機等の交通安全施設の整備については、交通の安全と円滑を図るため、交通事故の発生状況、道路構造、交通環境、沿道環境等現場の道路交通の状況等や地域住民、議会、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断する中で順次整備しております。

ご要望の県道64号の2交差点への信号機の新設については、厚木警察署と合同で現地調査を実施いたしました。今後、さらに現地調査を実施して交通実態や交通環境について検討のうえ、県内全体の状況を勘案し、設置について検討してまいります。